

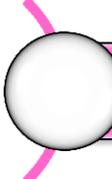
# 古河市公立保育所運営ビジョン (案)

平成 29 年 9 月 22 日  
古河市

ごあいさつ

**(作成中)**





# 目次

- I. 計画策定にあたって
  - 1. 計画策定の趣旨
  - 2. 計画期間
  - 3. 計画の位置づけ
  
- II. 保育所等を取りまく現況
  - 1. 保育環境を取り巻く人口動向
  - 2. 保育環境を取り巻く財政動向
  - 3. 公立保育所の施設の状況
  - 4. 公立保育所運営に携わる人員の状況
  - 5. 保育環境に求められるニーズ
  
- III. 保育ニーズの将来推計
  - 1. 将来人口推計
  - 2. 女性（25歳から44歳）の就業率
  - 3. 保育ニーズの推計
  - 4. 入所希望数の減少による影響
  
- IV. 公立保育所整備運営計画
  - 1. 基本方針
  - 2. 公共施設等総合管理計画 個別計画
  - 3. 公立保育所勤務保育士配置計画
  - 4. 計画推進と更なる検討について

資料



# I. 計画策定にあたって

---

## 1. 計画策定の趣旨

---

本市は、平成 17 年度に 1 市 2 町（旧古河市・旧総和町・旧三和町）の合併を行い、保育サービスの統一やさまざまな保育サービスを展開してきました。

現在の古河市は、全国と同様に人口減少局面にあり、少子化の進行による就学前児童は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加、就労形態の多様化など、社会構造の変化が著しいなかで、低年齢児の保育需要が高まっています。

一方で、社会保障給付関係経費の増加、都市基盤整備、老朽化した公共施設等への対応など多額の財政需要が想定されるなか、平成 28 年度から普通交付税の特例措置が段階的に縮減され約 10 億円もの影響が見込まれていることに加え、合併特例債の起債可能期間の終了や合併特例債を活用した基金の減少による歳入の減少などの課題もある状況にあります。

そのような状況のなかで、本計画により、公立保育所の運営についての基本的な方針を示し、民間保育所等と連携を図りながら保育の量の拡充と質の改善を行うことで、将来を見据え持続可能な保育サービスを提供するために策定するものです。

## 2. 計画期間

---

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間とします。

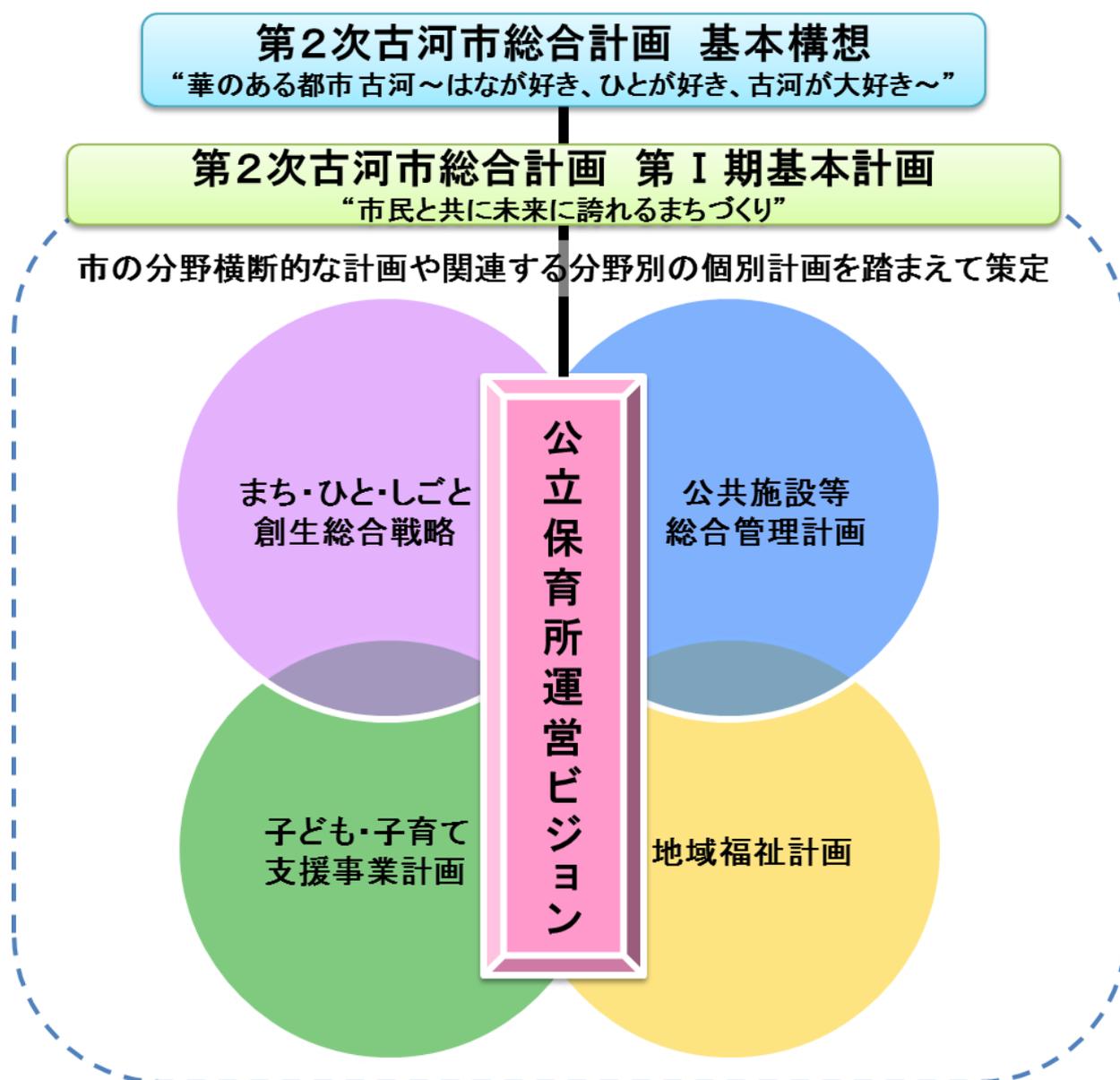
## 3. 本計画の位置づけ

---

本計画は古河市の市政運営の基本方針である「古河市第 2 次総合計画」に基づく、部門別計画としての性格を持つものであり、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「公共施設等総合管理(ファシリティマネジメント)基本方針」「子ども・子育て支援事業計画」「地域福祉計画」などの様々な個別計画を踏まえて、公立保育所の運営に関する基本方向を示す計画とします。

また、「公共施設等総合管理計画個別計画」としての機能と今後、策定する予定の「職員定数適正化計画」や「立地適正化計画」等の一部を先導する機能を有する計画とします。

《公立保育所運営ビジョンの位置づけイメージ》



本計画の策定については、上位計画である第2次古河市総合計画 第Ⅰ期基本計画に掲げる市政宣言“市民と共に未来に誇れるまちづくり”を推進するため、様々な個別計画の視点を勘案し、様々な個別計画と整合性を図る必要があります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、人口問題や将来推計の視点として、公共施設等総合管理計画においては、方針を踏まえ分野別個別計画として、子ども・子育て支援事業計画においては、保育環境に特化した保育ニーズに対応するための計画として、地域福祉計画においては、保育環境における官民一体となった地域福祉という考えなどの視点として、様々な計画を踏まえ、推進するための計画として位置付けるものです。

《参考：各計画の概要》

<b>第2次古河市総合計画基本構想【平成28～47年度】</b>	
<b>概要</b>	古河市自治基本条例第20条に基づき「総合的かつ計画的な市政運営を行うため」に策定される市の最上位計画総合計画において、長期的なビジョンやまちづくりの指針を示すもの。
<b>第2次古河市総合計画基本計画【平成28～31年度】</b>	
<b>概要</b>	基本構想を踏まえ、市のあらゆる分野に関する政策や施策を体系的に整理したもの。なお、本計画は第2章政策8内の施策2「保育の量の拡大と質の改善」を推進するための個別計画となる。
<b>まち・ひと・しごと創生総合戦略【平成27～31年度】</b>	
<b>概要</b>	まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、人口ビジョン（平成72年まで推計）を策定し、人口構造の転換に向けた「積極戦略」と人口減少に対応した「調整戦略」の基本方向が記載されている。
<b>公共施設等総合管理計画（基本方針・分野別施設方針）【平成27～66年度】</b>	
<b>概要</b>	高度経済成長期からバブル期に整備された公共施設等の一斉更新に対応するため、3つの改革目標を掲げファシリティマネジメントを推進するもの。保育所は分野別には子育て支援系施設に分類されている。
<b>子ども・子育て支援事業計画【平成27～31年度】</b>	
<b>概要</b>	子ども・子育て支援法第61条に基づき、今後さらに多様な教育・保育環境の必要性に応えるため、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い策定。官・民一体的な保育の量的拡大・質的改善が記載されている。
<b>第2期地域福祉計画【平成27～31年度】</b>	
<b>概要</b>	社会福祉法第107条に基づき、他の福祉関連の部門別計画に地域福祉の理念という軸を通す各計画を横断する計画としている。市民誰もが主体となって地域福祉を推進するための基本理念を定めている。



## Ⅱ. 保育所等を取りまく現況

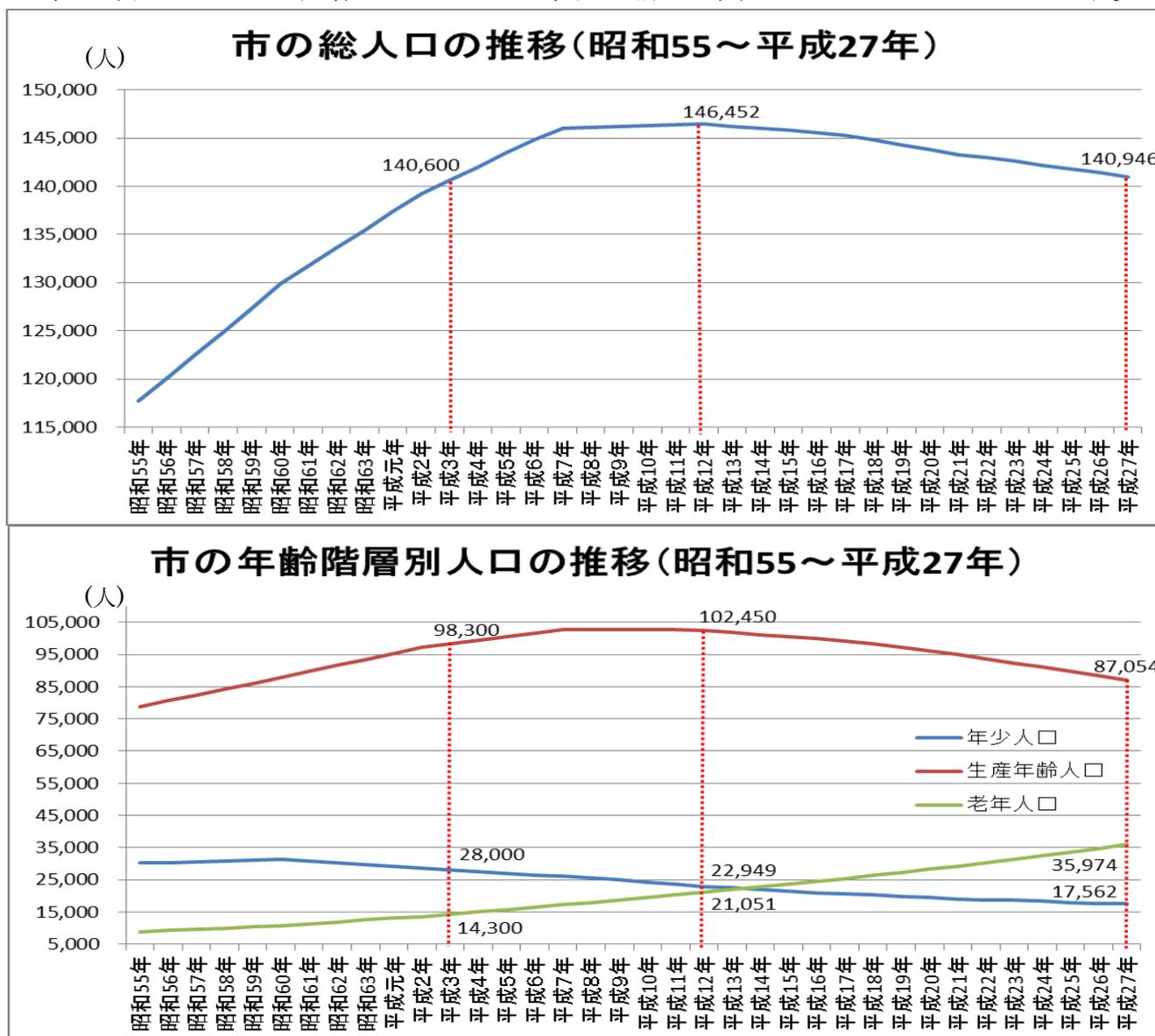
---

# 1. 保育環境を取り巻く人口動向

古河市の総人口は、平成12年の146,452人をピークに減少し、平成27年は140,946人（5,506人減）と人口減少局面にあり、平成3年と同程度の人口規模となっています。

年齢階層別の推移をみると、生産年齢人口については、平成7年に102,649人となり、平成27年は87,054人（15,595人減）となっています。

また、年少人口については、減少傾向にあり、平成14年頃には老年人口を下回り17,562人となっています。人口規模が同程度であった平成3年と比較すると年少人口は37.3%減少、老年人口は151.6%増加となっており、人口構造が異なっていることがわかります。



※出典：総務省「国勢調査」より

※年齢不詳は含まないため、総人口と一致せず、国勢調査を実施していない年度については、前後の数値から按分して算出している。また、合併前の人口については、旧古河市・旧総和町・旧三和町の人口を足しあげている。

## 2.

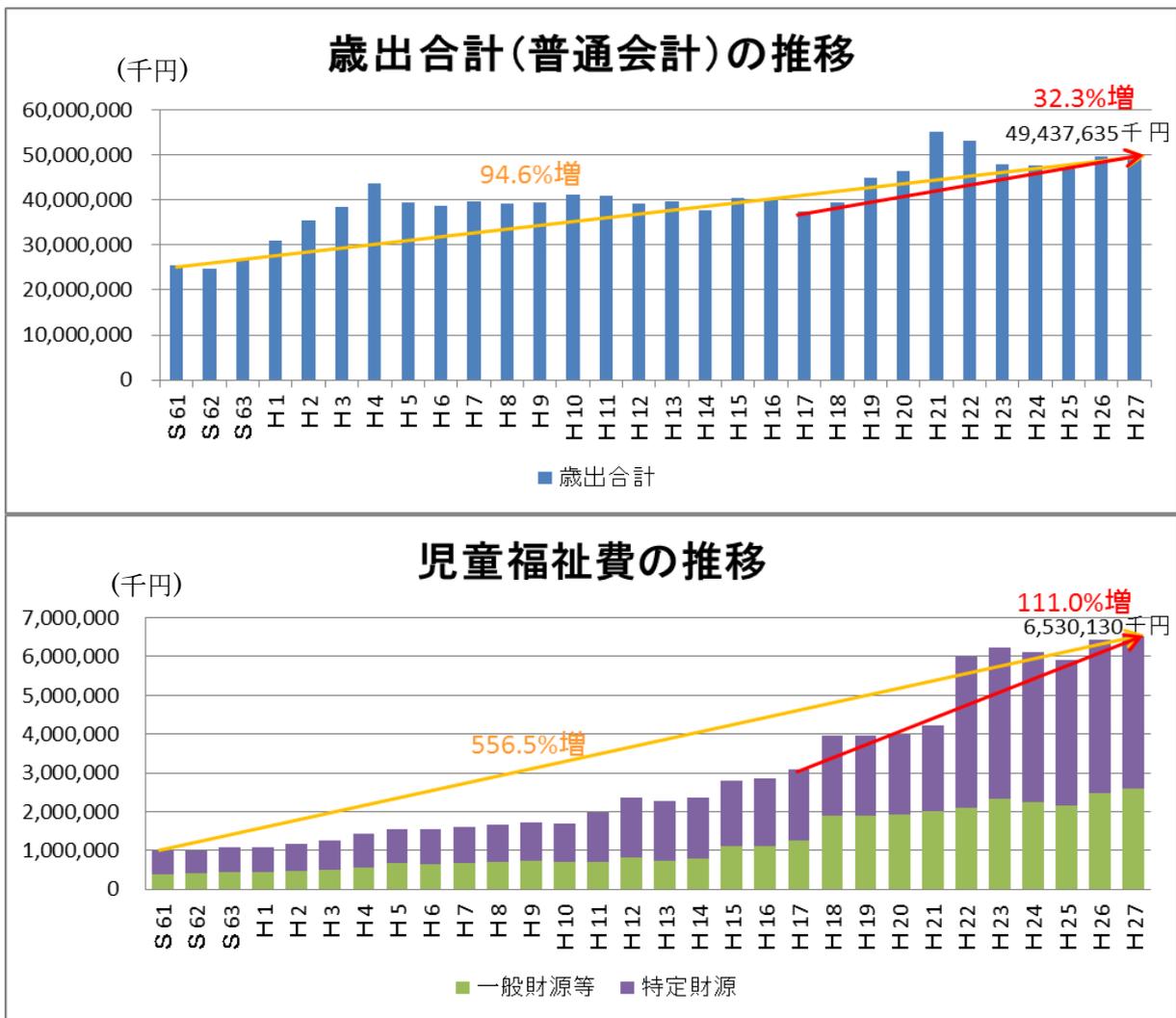
## 保育環境を取り巻く財政動向

古河市の普通会計の歳出決算額は増加傾向にあり、昭和 61 年度と比較すると 94.6%の増加、合併時平成 17 年度と比較すると 32.3%の増加となっています。

一方、歳出決算額の内数で保育所の運営費等を含む児童福祉費の推移をみると、昭和 61 年度と比較すると 556.5%の増加、合併時と比較すると 111.0%の増加となっており、目的別区分でみて児童福祉費は大きく増加している区分であるといえます。

また、老人福祉費については老年人口の増加により費用が拡大していますが、児童福祉費については、年少人口は減少しているにも関わらず増加しているという特徴があります。

今後もニーズが増えることによる費用の拡大が見込まれますので、より効果的な事業展開が求められる区分といえます。



※出典：総務省「地方財政状況調査」より

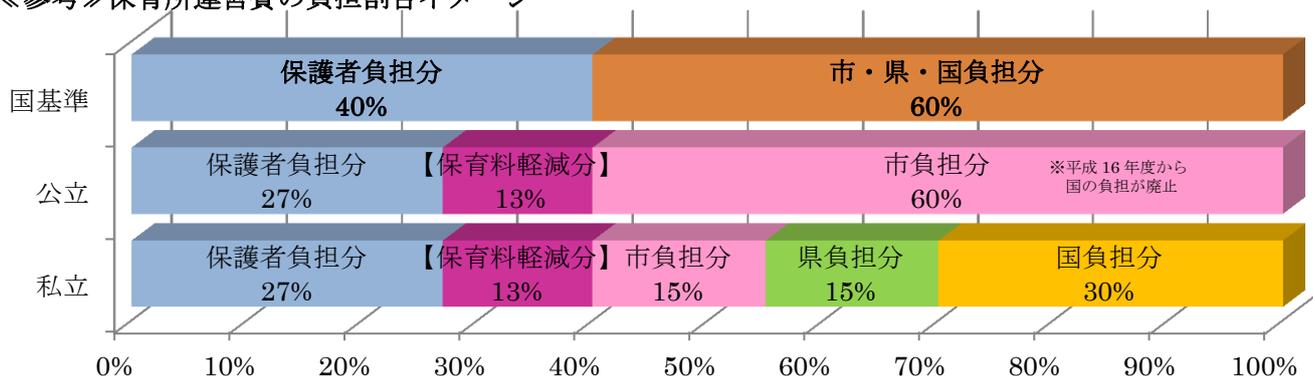
※合併前の決算額については、旧古河市・旧総和町・旧三和町の決算額を単純合計により算出

各保育所の運営費については、平成 16 年度から国が負担していた保育所運営費の国庫負担金が三位一体改革により、公立保育所のみ国の負担金が廃止となりました。これにより、公立保育所を民間に完全移行することにより、私立保育所に対する国等の負担金が交付され、財政効果が見込まれるため、全国の市町村で民営化等の流れが進んでいます。

また、子ども・子育て支援新制度において国が想定している利用者の保育料上限額（以下「国基準額」という。）は運営費の 40%と想定していますが、市では国基準額よりも低い保育料を設定しているため、その差額分（下図「【保育料軽減分】」）は市の一般財源で負担している状況となっています。よって、公立保育所運営費の 73%、私立保育所運営費の 28%を市が負担している状況です。

なお、各公立保育所の「運営に係る事業費」と「施設管理に係る事業費」の人件費込みの経費は下記の表のとおりとなっており、1 施設の平均経費は約 88,218 千円となっています。

《参考》保育所運営費の負担割合イメージ



※保護者負担分と保育料軽減分の割合については、国基準と市基準の区分が同一ではないため、国基準は 3 号設定「所得割課税額 97,000 円以上 169,000 円未満」市基準は「同 97,000 円以上 133,000 円未満」の利用者負担額を用い算出している。  
 ※市の負担は、地方交付税等による財政措置が行われています。

《参考》各公立保育所のトータル事業費決算額

(千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	3 カ年平均
上辺見保育所	109,801	112,782	113,716	112,100
関戸保育所	82,268	76,671	75,496	78,145
第一保育所	68,957	68,198	64,561	67,239
第二保育所	86,745	83,966	82,235	84,315
第三保育所	100,232	105,415	108,901	104,849
第四保育所	97,539	96,682	100,716	98,312
第五保育所	75,658	69,275	72,768	72,567
施設平均	88,743	87,570	88,342	<b>88,218</b>

※出典：「市事業評価資料」より  
 ※トータル事業費には人件費を含み、一時預かり事業・地域子育て支援センター事業を除く

### 3. 公立保育所の施設の状況

---

全国的に学校などの公共施設や道路などのインフラ施設を人口が急増する高度経済成長期からバブル期にかけて集中して整備したため、今後の更新費用が課題となっています。

古河市においても、公立保育所を含む多くの公共施設を高度経済成長期からバブル期に整備しているほか、人口減少に転じた後もさまざまな行政需要へ対応するため、数・量を拡大してきており、同様の課題を抱えている状況です。

市内公共施設を全て更新した場合、年間約 38 億円が必要ですが、今後の人口減少や合併優遇措置期間の終了（普通交付税の一本算定、合併特例債起債可能期間の終了）等により、投資的経費充当可能財源は約 15 億円と大きな乖離があると推計されています。

このような状況に対応するため、市では公共施設等総合管理基本方針を掲げ、「行政改革」「質の改革」「量の改革」を目標にファシリティマネジメントを進めています。

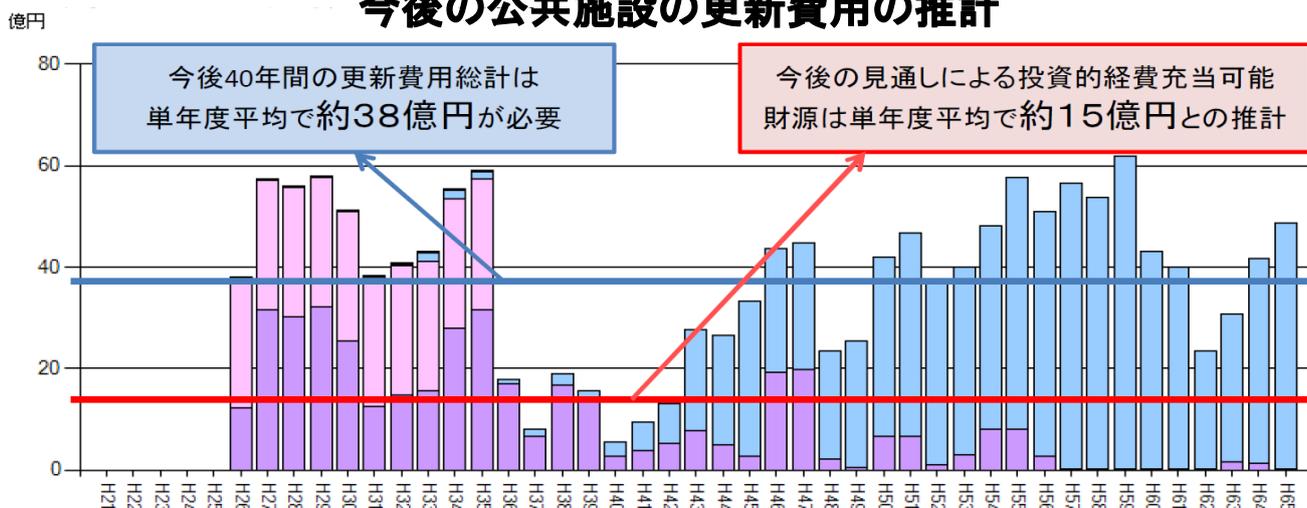
公立保育所においては、高度経済成長期に整備された施設を含め、30～40 年以上経過した施設が概ね半数を占めている状況にあり、更新が求められています。しかし、全ての施設を更新するには、約 12 億円以上の費用が必要となり、全てを更新するのは難しい状況にあります。

全国の自治体でも市町村立保育所は約 20%減少しており、古河市についても将来的な需要と供給のバランスを予測した、公共施設等総合管理計画の個別計画が求められています。

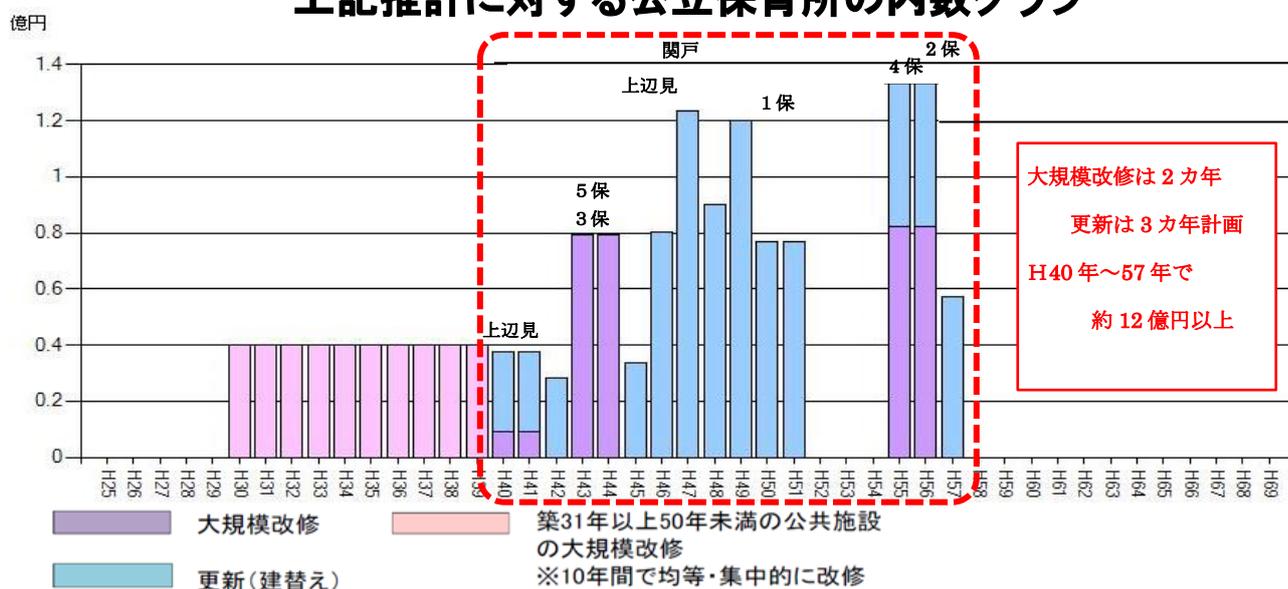
また、公立保育所の耐震化の状況については、古河第一保育所、古河第五保育所、上辺見保育所及び関戸保育所が耐震化未実施の状態にありますが、現在のの上辺見保育所については、移転建替え工事を行っており、旧古河赤十字病院跡地に移転する予定です。

その他の公立保育所についても「古河市耐震改修促進計画」の耐震化目標において、個別計画を検討していくなかで、計画的に対応を進めていくこととしています。

## 今後の公共施設の更新費用の推計



## 上記推計に対する公立保育所の内数グラフ



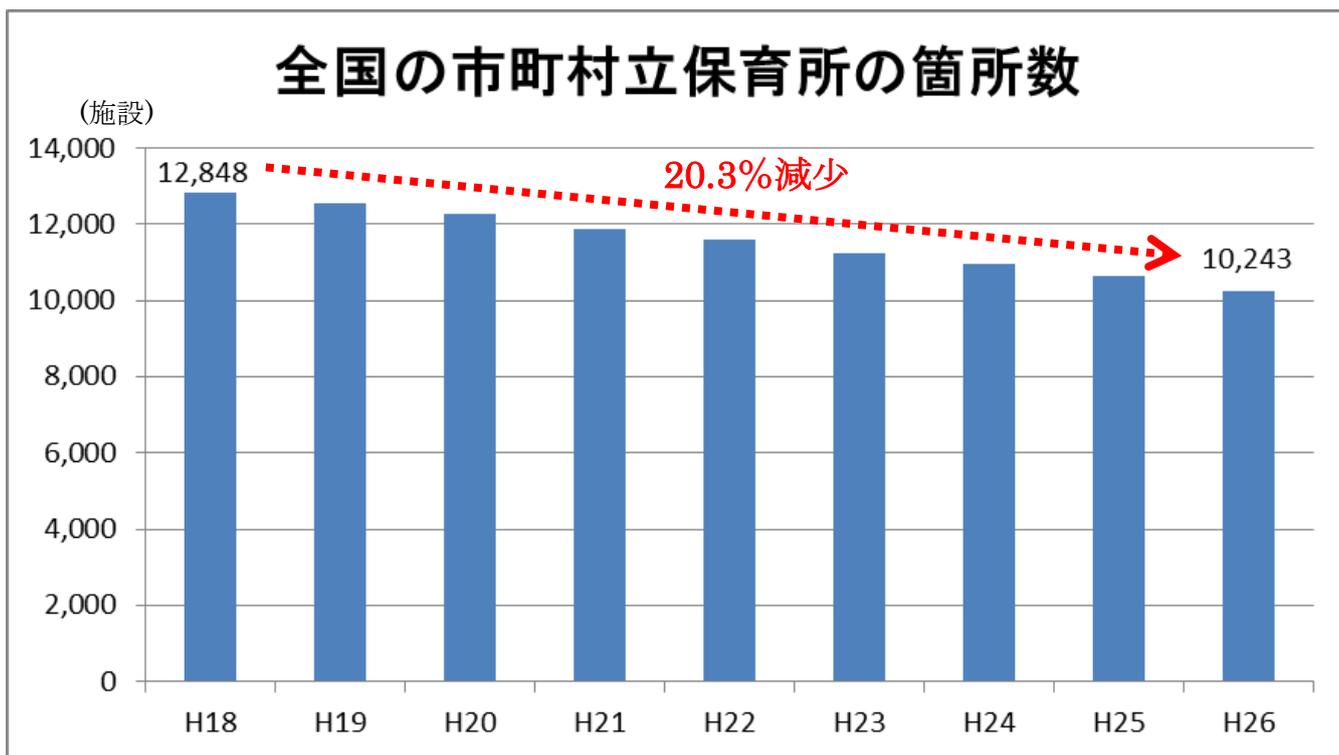
※出典：「古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」より

### 公共施設等総合管理基本方針 分野別方針（子育て支援系施設、保育所）抜粋

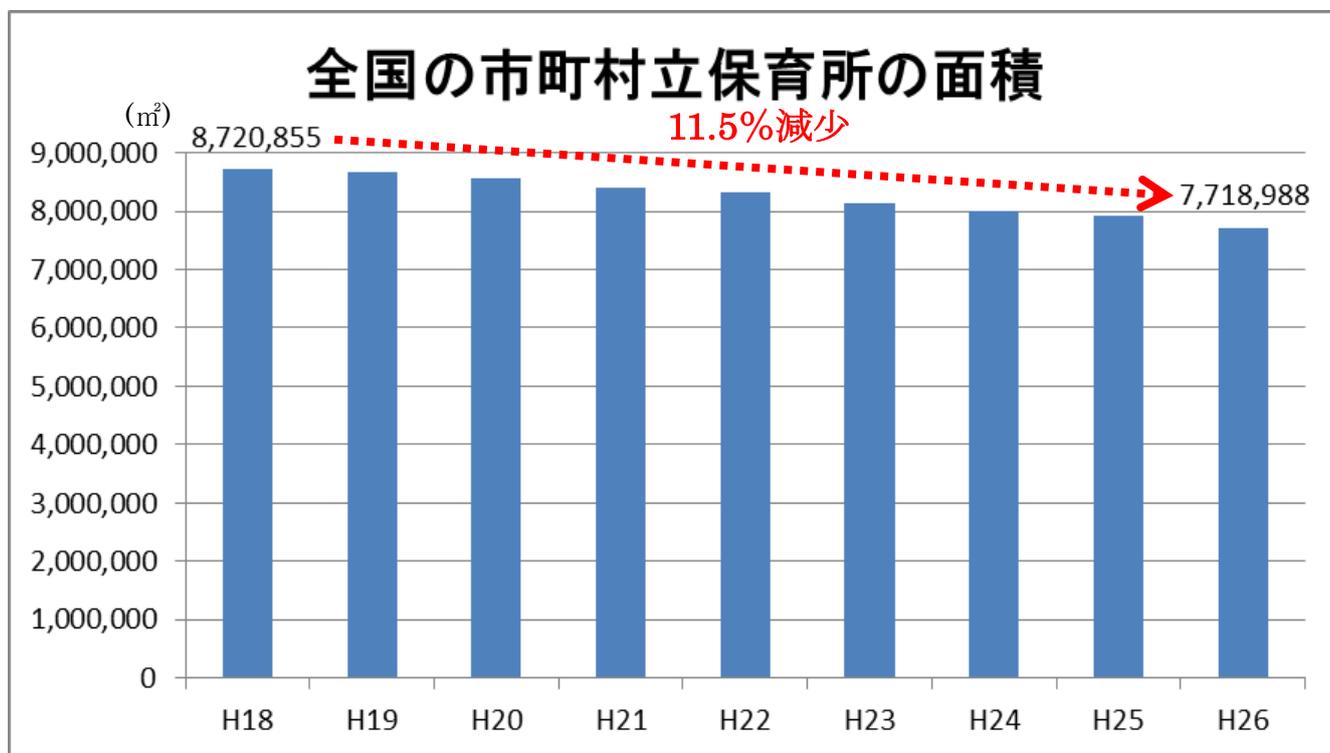
施設方針名	主な内容
①行政改革の推進	維持管理業務（点検、メンテナンス等）の統一化等により、維持管理コストの縮減を図り、効率的な施設の管理運営を行うなど
②量の改革の推進	施設の総量を検証し、老朽化等により更新を必要とする場合は、別の用途との複合化等を図り、過不足のない施設機能を提供するなど
③質の改革の推進	建物や設備の点検又は検査（法定点検等）の結果等に基づき、施設の長寿命化に向けた指針や保全計画を策定するなど

※出典：「古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント）分野別施設方針」より

全国の市町村立保育所の状況



※出典：総務省「公共施設等状況調査」より



※出典：総務省「公共施設等状況調査」より

《参考》各公立保育所の既存施設

※面積については、「公共施設カルテ」及び更新費用算定時資料を使用

上 辺 見 保 育 所			【昭和48年供用開始】		
	住 所		古河市上辺見 2369		
	公共交通		民間バス 上辺見から 200m		
	駐 車 場		なし		
	種 類		複数棟施設		
敷地面積	2,351 m <sup>2</sup>		延床面積	765 m <sup>2</sup>	
既存建造物の延床面積等					
A棟	305 m <sup>2</sup>	S48年建築	B棟	328 m <sup>2</sup>	S50年建築
C棟	106 m <sup>2</sup>	S63年建築	機械棟	26 m <sup>2</sup>	S48年建築
—	—	—	—	—	—
備 考	平成31年4月開所に向け整備中 定員数 120⇒180名に拡大予定				

関 戸 保 育 所			【昭和49年供用開始】		
	住 所		関戸 692-4		
	公共交通		民間バス 北中入口から 400m		
	駐 車 場		敷地内外 21台		
	種 類		単独施設		
敷地面積	2,391 m <sup>2</sup>		延床面積	458 m <sup>2</sup>	
既存建造物の延床面積等					
保育所	424 m <sup>2</sup>	S49年建築	機械室	14 m <sup>2</sup>	S49年建築
物置	20 m <sup>2</sup>	H4年建築	—	—	—
—	—	—	—	—	—
備 考	利用定員数 70名				

古河第一保育所			【昭和52年供用開始】		
	住所	宮前町 6-32			
	公共交通	コミュニティバス 第一保育所入口から 150m			
	駐車場	敷地内 13台			
	種類	単独施設			
敷地面積	1,675 m <sup>2</sup>		延床面積	713 m <sup>2</sup>	
既存建造物の延床面積等					
保育所	698 m <sup>2</sup>	S52年建築	外物置	15 m <sup>2</sup>	不明
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
備考	利用定員数 60名				

古河第二保育所			【昭和58年供用開始】		
	住所	東 3-7-19			
	公共交通	コミュニティバス 古河図書館前から 19m			
	駐車場	敷地内 31台			
	種類	複合施設			
敷地面積	1,254 m <sup>2</sup>		延床面積	445 m <sup>2</sup>	
既存建造物の延床面積等					
保育所	439 m <sup>2</sup>	S58年建築	外倉庫	6 m <sup>2</sup>	S58年建築
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
備考	利用定員数 70名				

古河第三保育所			【平成13年供用開始】		
	住所		中田 1619		
	公共交通		コミュニティバス 中田自治会館前から 180m		
	駐車場		敷地外 70 台		
	種類		単独施設		
敷地面積	2,673 m <sup>2</sup>		延床面積	808 m <sup>2</sup>	
既存建造物の延床面積等					
保育所	798 m <sup>2</sup>	H13 年建築	倉庫	8 m <sup>2</sup>	H13 年建築
プロパン庫	2 m <sup>2</sup>	H13 年建築	—	—	—
—	—	—	—	—	—
備考	利用定員数 100 名				

古河第四保育所			【平成25年供用開始】		
	住所		新久田 245-5		
	公共交通		コミュニティバス 福祉の森会館から 400m		
	駐車場		敷地内 42 台		
	種類		複数棟施設		
敷地面積	2,977 m <sup>2</sup>		延床面積	917 m <sup>2</sup>	
既存建造物の延床面積等					
保育棟	797 m <sup>2</sup>	H25 年建築	子育て支援棟	95 m <sup>2</sup>	H25 年建築
物置	15 m <sup>2</sup>	H25 年建築	自転車置場	11 m <sup>2</sup>	H25 年建築
ゴミ置場	2 m <sup>2</sup>	H25 年建築	—	—	—
備考	利用定員数 90 名				

古河第五保育所			【昭和43年供用開始】		
	住所		三杉町 2-20-14		
	公共交通		民間バス 旭町から 1,000m		
	駐車場		なし		
	種類		単独施設		
敷地面積	1,663 m <sup>2</sup>		延床面積	258 m <sup>2</sup>	
既存建造物の延床面積等					
保育所	258 m <sup>2</sup>	S 43 年建築	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
備考	利用定員 70 名				

(参考) 新上辺見保育所			【平成31年供用予定】		
	住所		上辺見 1300-13		
	公共交通		民間バス 日赤入口から 450m		
	駐車場		敷地内 61 台		
	種類		単独施設		
敷地面積	7,590 m <sup>2</sup>		延床面積	1,717 m <sup>2</sup>	
既存建造物の延床面積等					
保育所	1,704 m <sup>2</sup>	H31 年建築	外倉庫	13 m <sup>2</sup>	H31 年建築
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
備考	利用定員 180 名				

## 4. 公立保育所運営に携わる人員の状況

公立保育所は、保育士が中心となり運営しています。そのうち40名が正規職員保育士で102名が非常勤又は臨時保育士、看護師等（以下「非常勤保育士等」という。）と全体の70%以上が非常勤保育士等となっています。

また、市役所正規職員全体に占める正規職員保育士の割合は4.6%で、市役所非常勤等職員全体に占める非常勤保育士等は20.0%となっています。

平成29年4月1日時点の職員と非常勤等の人数

区 分	職 員	非常勤等	職員：非常勤等(%)		構成比(%)	
			職 員	非常勤等	職 員	非常勤等
古河市役所	868	510	63.0	37.0	100.0	100.0
うち保育所	40	102	28.2	71.8	4.6	20.0
うち第1保育所	4	11	26.7	73.3	10.0	10.8
うち第2保育所	6	10	37.5	62.5	15.0	9.8
うち第3保育所	6	22	21.4	78.6	15.0	21.6
うち第4保育所	5	19	20.8	79.2	12.5	18.6
うち第5保育所	5	8	38.5	61.5	12.5	7.8
うち上辺見保育所	8	19	29.6	70.4	20.0	18.6
うち関戸保育所	6	13	31.6	68.4	15.0	12.7

※古河市役所の職員数に特別職は含まない。

※保育所には事務職所長3名及び調理師、用務員は含まず、看護師、准看護師を含む

正規職員保育士の年齢構成をみると、40名のうち40代が28名で、全体の70%を占めている一方で、20代はゼロとなっており、構成年齢の平準化が必要な状況にあります。

平成29年4月1日時点の職員の年齢構成

区 分	20代	30代	40代	50代	60代	合計
古河市役所	127	175	342	188	36	868
うち保育所	0	5	28	6	1	40
うち第1保育所	0	0	3	1	0	4
うち第2保育所	0	2	2	2	0	6
うち第3保育所	0	0	5	1	0	6
うち第4保育所	0	0	5	0	0	5
うち第5保育所	0	0	5	0	0	5
うち上辺見保育所	0	3	4	1	0	8
うち関戸保育所	0	0	4	1	1	6
古河市役所 構成比	14.6	20.2	39.4	21.7	4.1	100.0
保育所 構成比	0.0	12.5	70.0	15.0	2.5	100.0

保育士の人員配置については、国の基準があり、正規職員保育士と非常勤等保育士により、基準をクリアしている状況にありますが、所長と主任については、原則クラス担任を持たないことなどから、非常勤等保育士が0歳から5歳までの6クラスのクラス担任となっている場合も発生しています。

また、非常勤等保育士のうち約45%がクラス担任であり、勤務体系上、週4日の勤務の非常勤等保育士の場合は2名体制でクラス担任を行うため、1人のクラス担任がメインで1週間を継続して担当することができない状況も発生しています。

## 5. 保育環境に求められるニーズ

---

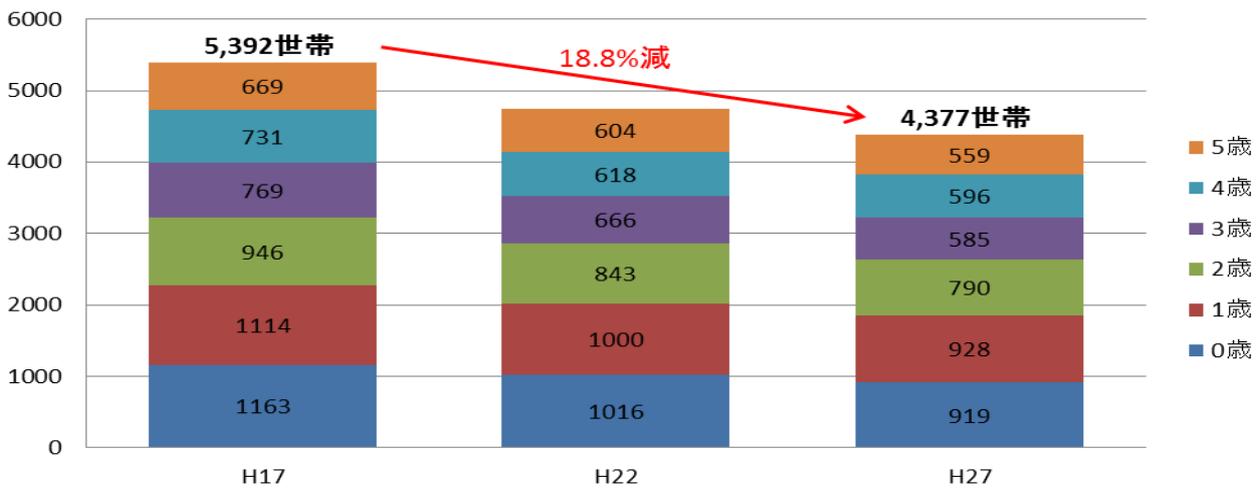
女性の活躍が進む中、子どもが入所できる保育所等がなく待機児童となり、育休の延長をする母親や働きたくても働けない母親が増加していることが社会問題となっています。

古河市においても、夫婦のいる一般世帯のうち、保育施設等の対象年齢である0歳から5歳までの子どもがいる世帯数は、少子化の影響もあり10年前と比較すると18.8%減少(1,015世帯減)している一方で、共働きの世帯は6.3%増加(131世帯増)となっています。これにより、保育施設等の対象年齢である0歳から5歳までの子どもがいる世帯の共働きをしている割合は、平成17年の38.3%に対し、平成27年には50.2%と約半数が共働きとなっています。

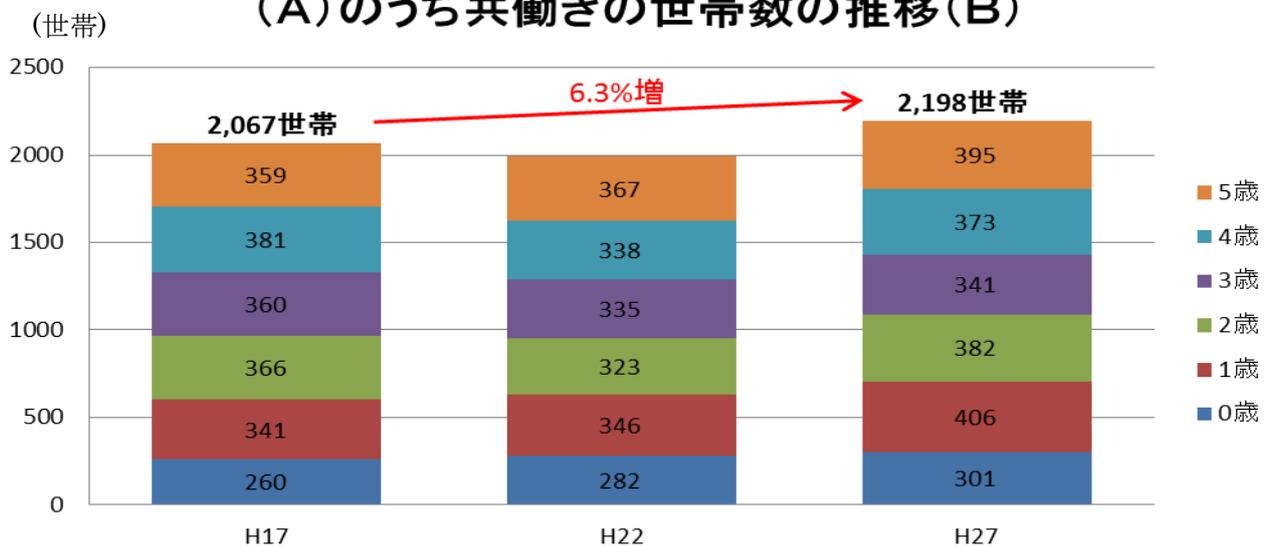
人口が社会増となっている東京都などの都市部では、0歳から5歳までの子どもがいる世帯の増加と母親の就業の両方が伸びていますが、古河市の場合、少子化や社会減の影響で0歳から5歳までの子どもがいる世帯数は減少しているものの、共働き世帯は増えていることから、保育ニーズの高まりが見られる状況にあります。

このため古河市においては、都市部のように対象の増加と共働き世帯の増加を見込むのではなく、対象の減少と共働き世帯の増加といった、プラスとマイナスの要因を同時に勘案し、保育ニーズを見込む必要があります。

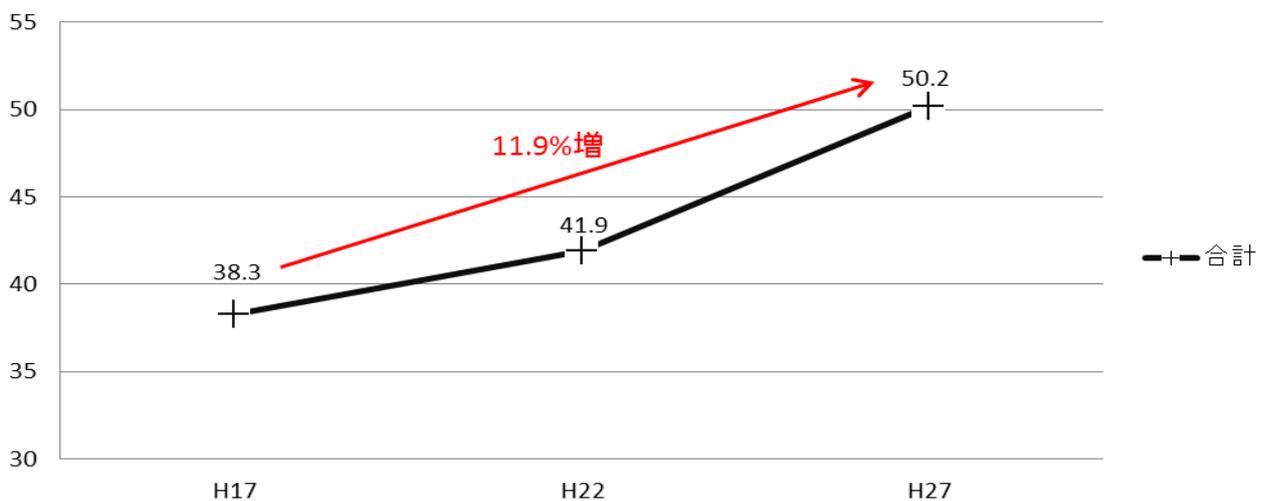
### (世帯) 0歳から5歳までの児童がいる世帯数の推移(A)



### (A)のうち共働きの世帯数の推移(B)



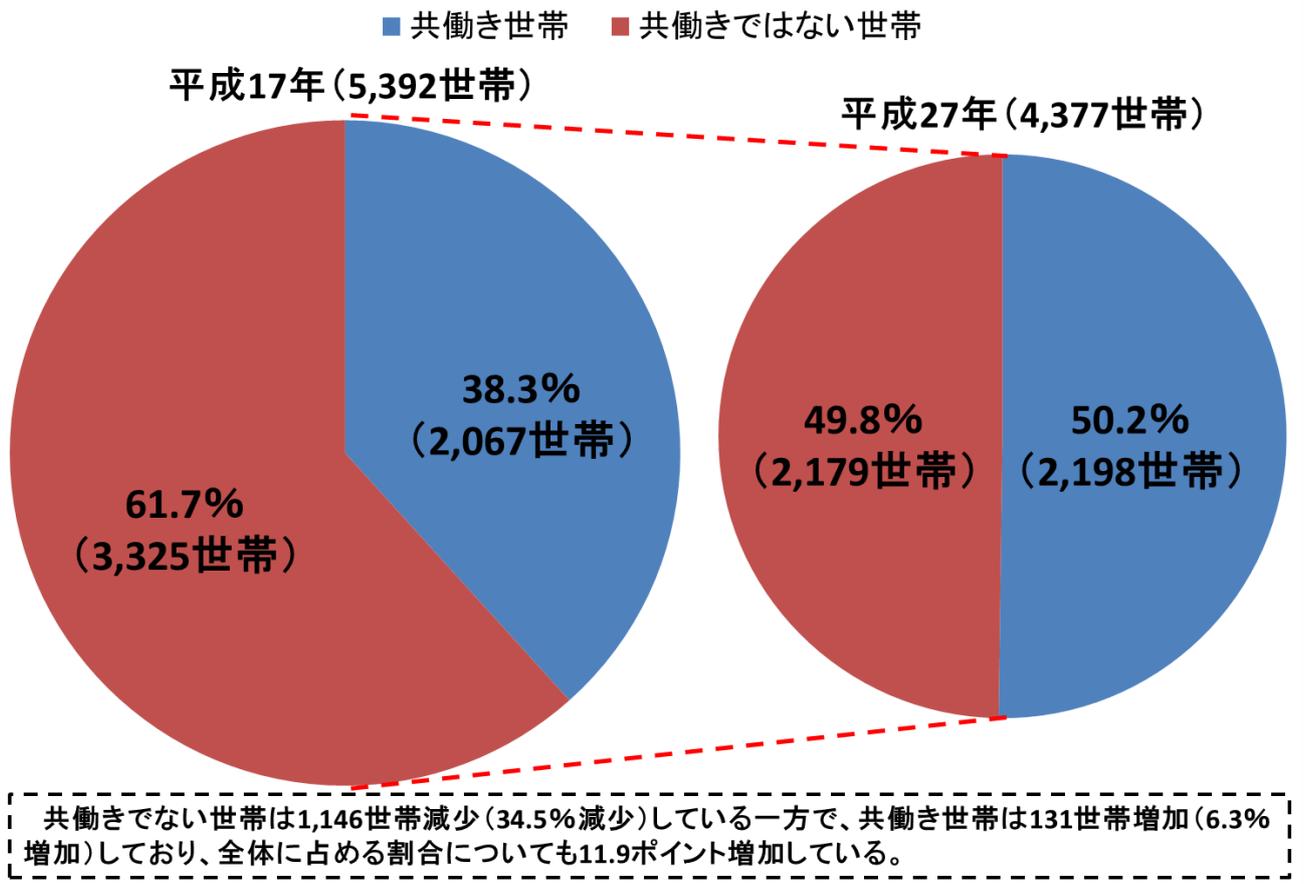
### 共働き世帯の割合の推移(B)/(A)



※出典：「国勢調査」より

※0歳から5歳の子どもの数ではなく、最年少の子どもの数でカウントしている。

## 0歳から5歳までの子どもがいる世帯の就業状況の変化

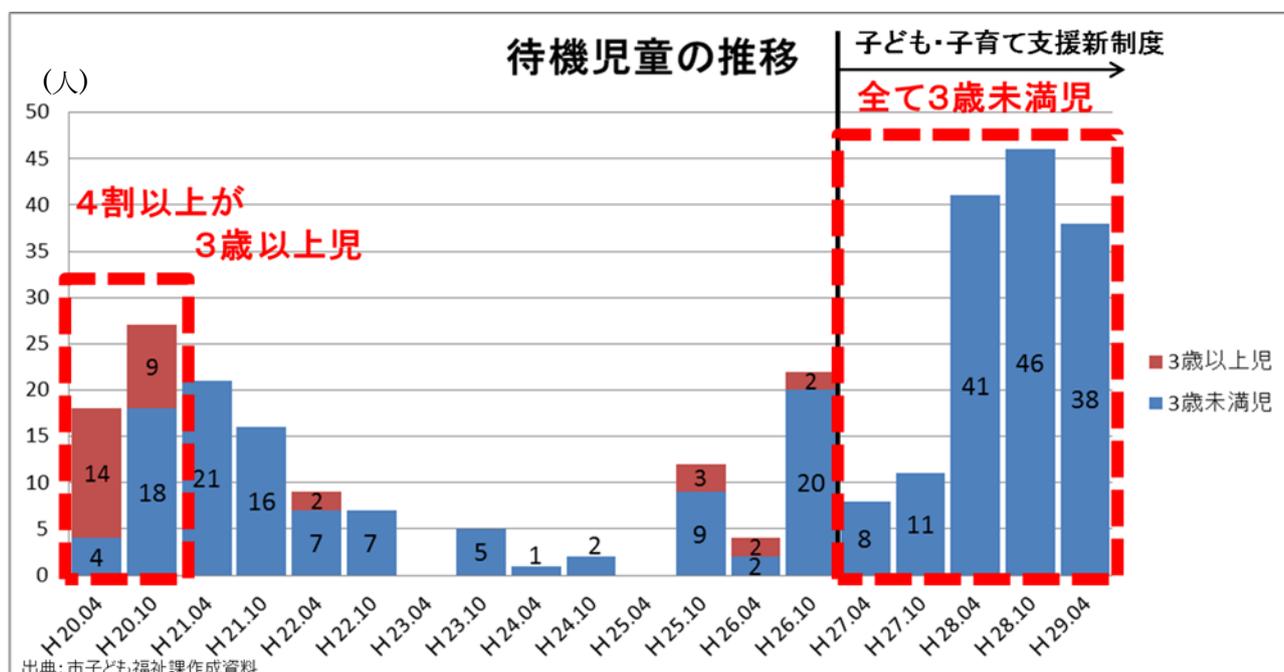


このような状況のなか、政府は、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童ゼロを目指す「待機児童解消加速化プラン」を平成25年度からスタートし、保育の受け皿の確保を行い量の拡大を行ってきましたが、女性の就業率の向上などの需要増などにより目標達成が困難な状況にあります。そこで、遅くとも平成32年度末までに待機児童ゼロを目指す「子育て安心プラン」を平成29年6月に新たに策定し、特に深刻な東京都などの都市部をはじめとした待機児童対策をさらに推進することとしています。

古河市においても、待機児童対策は喫緊の課題であり、「待機児童加速化プラン」に参画し、量の拡大に取り組んできました。平成29年4月1日時点の待機児童数は前年同時期と比較し、3人減少したものの38人となっています。待機児童の推移については、厚生労働省の示した子ども・子育て支援新制度により、幼稚園等が分母に含まれたことや、待機児童の定義について変更があるため、経年比較する際は注意が必要ですが、近年は3歳未満児の待機児童が増えている状況にあります。

平成 29 年 3 月に待機児童のカウント手法の統一を図るため新定義が厚生労働省から示され、平成 30 年 4 月には全自治体が同一の定義により、待機児童をカウントするようになります。古河市においても新定義により、さらに明確な待機児童の状況や他自治体との比較を行うことで、待機児童や待機児童とカウントされない潜在的な待機児童も含めた対策が求められています。

待機児童の解消に向け、今後についても「子育て安心プラン」を国と共に推進し、古河市としても人口減少や女性の就業率向上を勘案し、保育ニーズ（需要）を見込み、行政だけで保育環境を整備するのではなく、待機児童ゼロに向け官民一体となり、保育環境（供給）を整備し、保育ニーズに対する充足率を高める必要があります。



※出典：「市子ども福祉課資料」より

さらに、待機児童の解消だけでなく、働き方の多様化などにより、保育環境に求められるニーズは今後ますます多様化することが予想されます。

働き方改革により、子どもを産み育てやすい労働環境が整うことと併せて、保育環境が整うことで就労意欲も向上するといった相乗効果による保育ニーズの更なる拡大が予測されます。就業者が増加することにより、就業中に体調を崩した保育中の子どもへの対応として、病児・病後児保育に関するニーズも高まります。

その他、子どもを保育施設に預けるための活動である「保活」の激化や少子化に伴い特色ある保育施設等が増えることにより、特定施設への入所希望の増加なども予想されます。

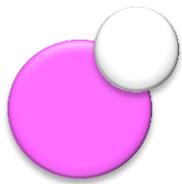
また、全国的に障がい児保育への理解が深まり、ソフト面とハード面の両面において、障がい児と健常児が共に過ごせる条件が整いつつあります。保育施設等では保育士の加配を行っていますが、全国的な保育士不足により、人的な対応が追いつかない状況にあります。

また、入所後の生活をしていく中で、発達上の問題や行動の問題で、特別な支援が必要となるケースもあります。

今後は、時代潮流や少子化により求められる保育の質の向上に加え、質の高い保育士の確保や育成も求められます。

このように、ますます多様化する保育ニーズに対応するためには、行政だけでなく官民一体で対応していくこと必要となってきました。

※厚生労働省所管の独立行政法人福祉医療機構の調査によると、保育施設全体 25%が保育人材不足と回答し、うち 18.3%（全体の 4.6%）の施設が入所受入制限を行っている状況であった。（2017.5.23 公表）



### Ⅲ. 保育ニーズの将来推計

---

## 1. 将来人口推計

古河市の人口推計は、国立社会保障人口問題研究所の平成 72 年将来推計（以下「社人研準拠推計」という。）は人口が 80,767 人（平成 22 年度国勢調査比 43.5%減少）で、更なる人口減少の進行を見込んでいます。

一方、古河市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の平成 72 年将来推計（以下「市まち・ひと・しごと推計」という。）では、企業進出や少子化対策の進展等を見込み、若い世代の純移動率ゼロと合計特殊出生率の市民希望出生率までの改善を目標に掲げており、平成 72 年将来推計人口は 94,388 人（平成 22 年度国勢調査比 34.0%減少）となり、13,621 人の人口減少の抑制と人口構造の転換を見込んでいます。

総人口については、どちらの推計も一定の減少をしています。保育所運営において対象となる 0 歳から 5 歳の将来人口を抽出してみると、社人研準拠推計では 2,505 人（平成 22 年度国勢調査比 64.1%減少）で総人口の減少率よりも多く減少すると推計しています。

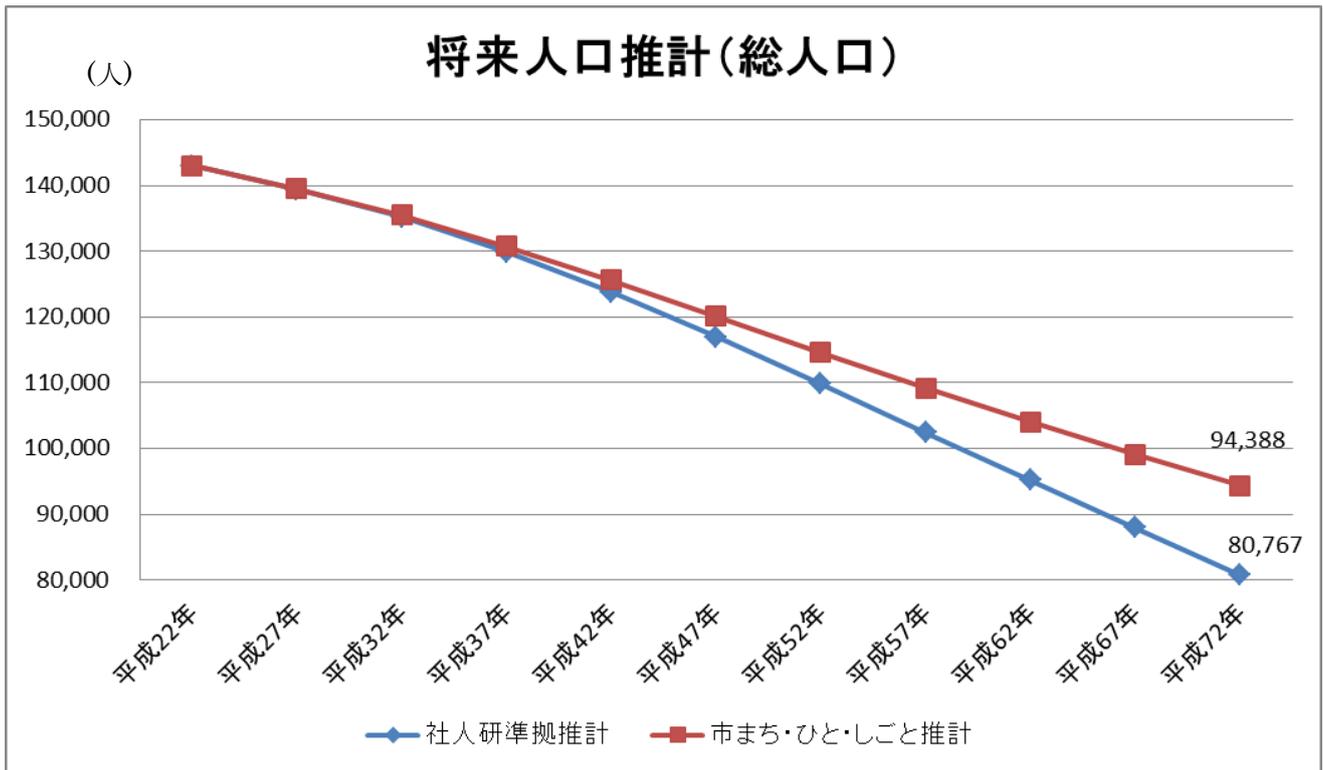
一方、市まち・ひと・しごと推計をみると、5,051 人（平成 22 年度国勢調査比 27.6%減少）と 2,546 人の人口減少の抑制を見込んでおり、若者世代の純移動率ゼロと市民希望出生率の向上が保育ニーズを算定するうえで大きな影響を占めていることがわかります。

今後の公立保育所の運営を検討するなかで、市まち・ひと・しごと総合戦略で掲げている目標値よりも、過少な見込みすることは、保育の受け皿を確保するためには不適當であると考え、後者の推計値を採用し、0 歳から 5 歳にあたる将来人口を抽出し、今後 10 年間の推計値を算定することとしました。

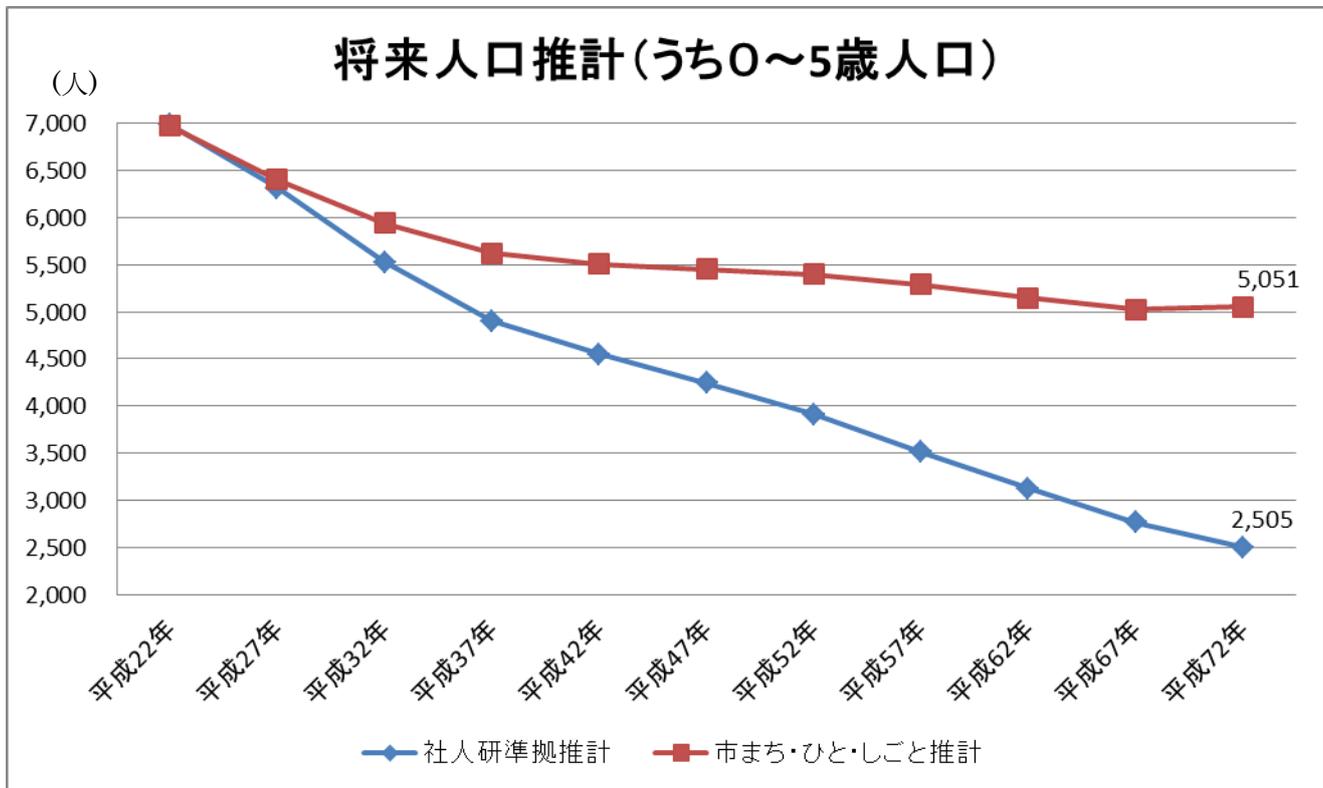
市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける人口の将来展望

**（1）人口の流出を抑制し、特に 0～49 歳の純移動率を改善する**

**（2）市民の出産・子育てに関する希望を叶え、合計特殊出生率 1.82 を目指す**



※出典：「古河市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「同総合戦略」より

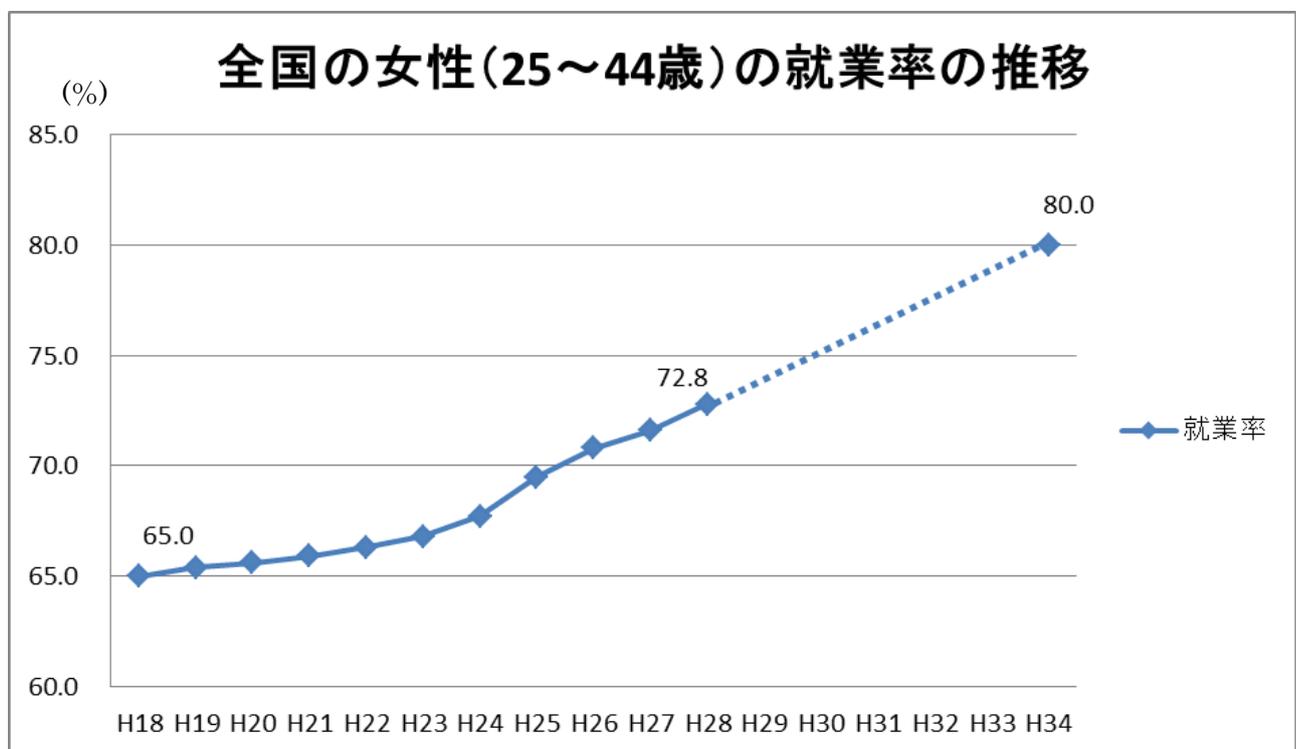


※出典：「古河市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「同総合戦略」基礎資料より抽出

## 2. 女性（25歳から44歳）の就業率

女性の就業率については、女性の活躍推進等により毎年上昇しており、特に25歳から44歳の就業率をみると、平成18年は65.0%であったが平成28年は72.8%と7.8ポイント上昇をしており、女性の働く場所や環境が整備されつつあることがわかります。

今後についても、引き続き女性の就業率は上昇することが見込まれており、政府は平成29年6月に策定した「子育て安心プラン」によると、25歳から44歳の女性の就業率は平成34年には7.2ポイント上昇と更に加速し、80.0%に達することを見込んでいます。



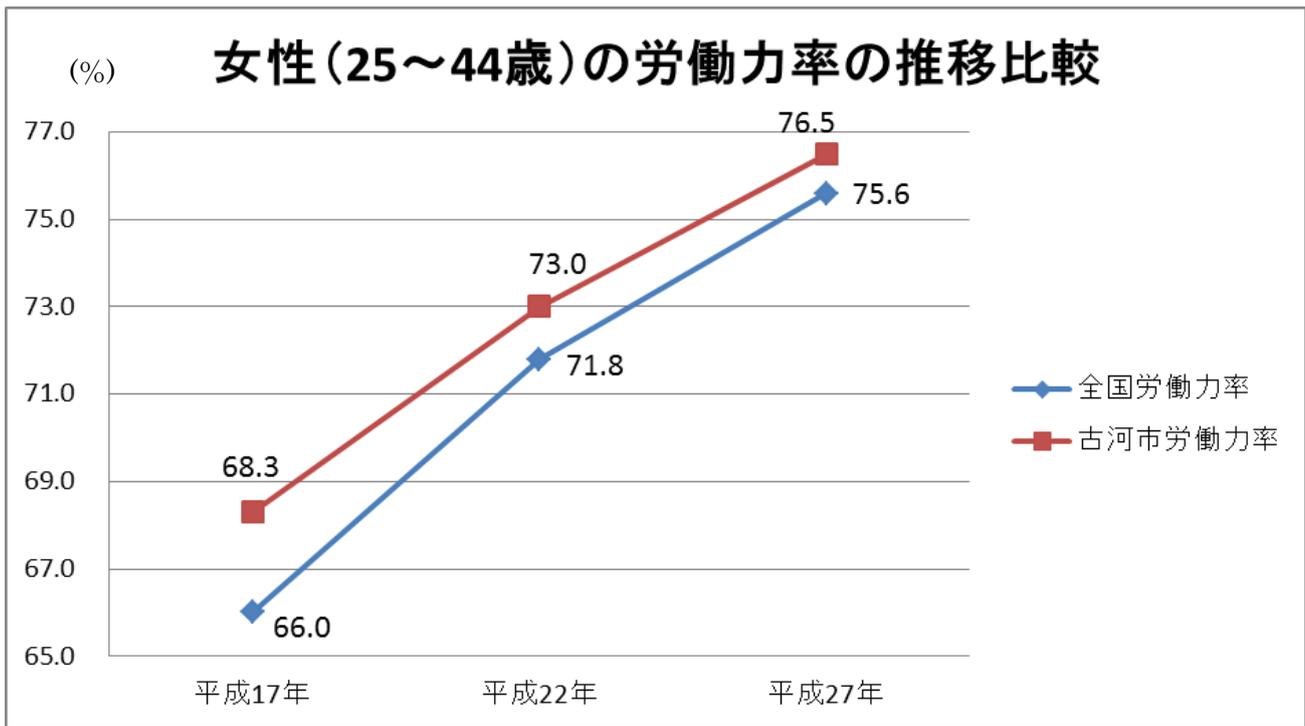
※出典：総務省「労働力調査」より

※就業率=25~44歳女性の就業者/人口としている

※調査は標本調査として実施しているため、市町村別の就業率は求めている。

古河市の女性（25歳から44歳）の労働力率の推移をみると、平成17年は68.3%でしたが、平成27年は76.5%と8.2ポイント上昇し、全国の労働力率の向上と同様に、古河市においても女性の就業が進んでいることがわかります。

今後についても、全国と同様に就業率や労働力率は上昇すると見込み、保育ニーズの算定においても踏まえる必要があります。



※総務省「国勢調査」より  
 ※労働力率=25～44歳女性労働力人口／(人口-不詳)としている。  
 ※「労働力調査」とは調査対象等に差異があるため、同年次において一致しない。

## 3. 保育ニーズの推計

保育ニーズの見込みについては、下記の手法で算定しています。

### 算 定 式

$$0 \text{ 歳から } 5 \text{ 歳の将来人口 (A)} \times \text{入所希望率 (B)} = \text{保育ニーズ}$$

A. 市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの数値から本計画期間に該当する部分及び0歳から5歳までを抽出

B. 平成29年度入所希望率を算出し、平成39年には女性の就業率の向上を見込み計画期間において3ポイントの上昇と仮定。

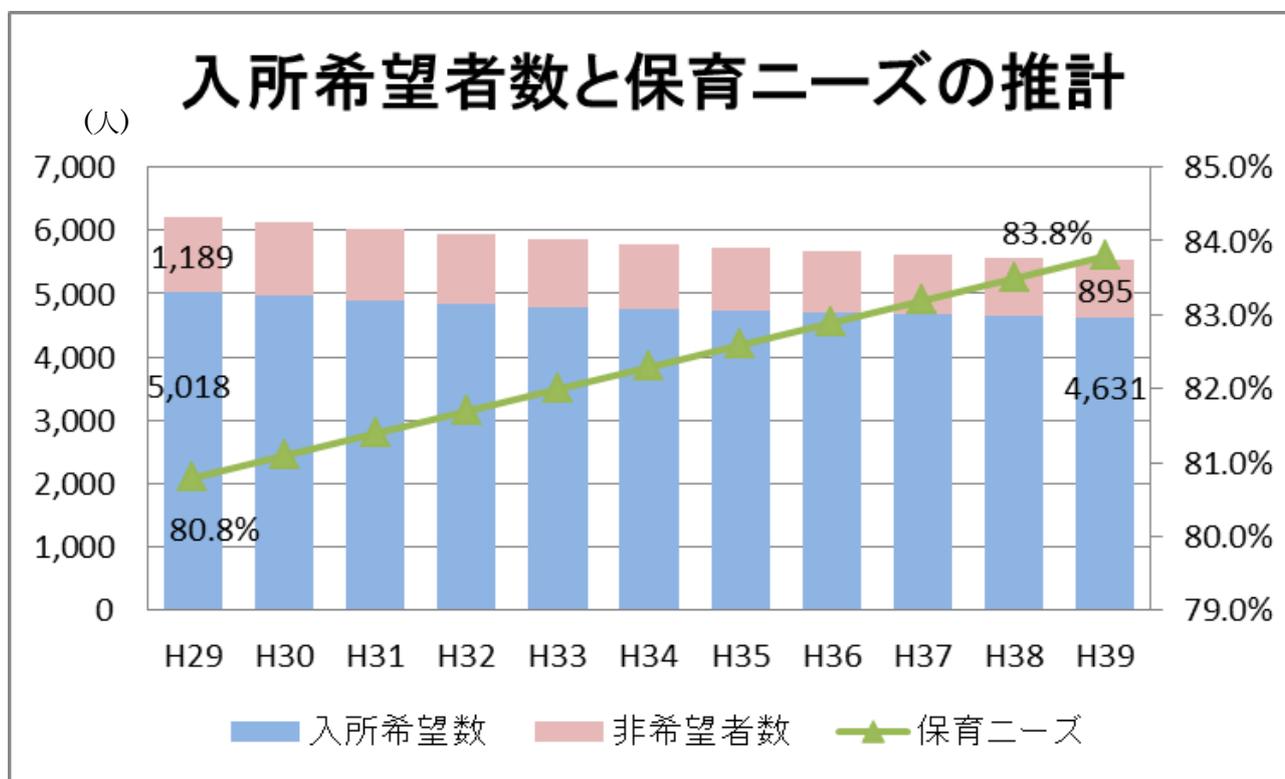
※平成29年度入所希望率は官民含めた保育所等の利用定員数に保育所等入所判定2次調整で不承諾になった数足し、人口で除して算定している。

《平成29年度入所希望率》

$$\frac{4,780 \text{ 人 (利用定員数)} + 238 \text{ 人 (不承諾数)}}{6,207 \text{ 人 (推計人口)}} \times 100 = 80.8\%$$

以上の算定式から、保育ニーズは女性の就業率の向上等により今後 10 年間で段階的に上昇し、平成 39 年には全体の 83.8%が入所を希望すると見込みます。一方で、0 歳から 5 歳の子どもの人口は、企業進出等による若者世代の純移動率がゼロかつ市民希望合計特殊出生率の達成に向かったとしても、少子化の進行により平成 39 年には 5,526 人に減少すると見込みます。

よって、保育ニーズ（入所希望する割合）は上昇するが、少子化の影響により 0 歳から 5 歳の子どもの人口が減少するため、入所希望数は今後 10 年間で 4,631 人まで段階的に減少すると見込みます。



※出典：「市子ども福祉課資料」より

さらに、今後の保育ニーズの推計を細分化して分析をすると、0・1・2 歳児については、人口が減少しても、女性の就業率の影響を受け保育ニーズは高まると考えられます。

一方、3・4・5 歳児については、既に保育園や幼稚園等に通園している児童が多く、女性の就業率の影響による保育ニーズの影響は少なく、人口減少の影響を強く受け、余剰が増えていくことが見込まれます。

## 4. 入所希望数の減少による影響

市を西部、中部、東部に分け児童住所をみると、西部は約 1,500 人、中部は約 1,600 人、東部は約 1,000 人となっていますが、通所先は西部が約 1,500 人、中部が約 1,400 人、東部が約 1,200 人となっています。実際の動きは複雑ですが、中部から東部への動きが強いことが推測できます。

さらに、各保育施設等のカバー範囲を見込むため、民間保育施設等を含む 42 施設に登所している児童約 4,000 名の登所距離の平均から各施設のカバー範囲の推定を行いました。

全保育施設等の平均は約 2.7 k m で、公立保育所の平均は約 2.1 k m であったのに対し、バスで送迎を行っている施設の多い民間保育施設等の平均は約 2.8 k m となっており、公立保育所よりも広い範囲から児童が通所している状況です。

また、西部の平均が約 2.0 k m、中部の平均が約 3.0 k m、東部の平均が約 3.7 k m となっており、東部の方がより広いエリアから児童を受け入れている状況です。

これは人口密度や児童の数による影響だと考えられ、今後少子化が進展した場合、現在と同じ定員数を確保しようとする、より広域から児童を集める必要が発生し、各保育施設等のカバー範囲はより広がっていくことが予想されます。

カバー範囲がより広域になると、各保育施設等の範囲の重複がより顕著になり、過剰な児童の奪い合いが発生してしまう等、保育の本質を見失う恐れもあります。入所希望数の減少に伴い、各保育施設等が特色を出し、保育の質の向上や保育ニーズの多様化に対応するといったよい意味での共存共栄ができる環境を整えていく必要があります。

児童の地域分布と保育施設等のカバー範囲

	住所(人)	登所先(人)	カバー範囲平均(m)
西部	1,533	1,539	1.952
中部	1,556	1,368	2.856
東部	985	1,167	3.659
合計	4,074	4,074	2.744

《参考》市内保育施設のカバー範囲

市内保育所等に通う、市民児童4,074名の通所距離の平均により市内保育施設のカバー範囲を推計したものが、下記の図（幼稚園、幼稚園型こども園除く）のとおりとなる。

最も狭い範囲から通所している保育所等の平均通所距離は約1.4kmで、最も広い範囲から通所している保育所等の平均通所距離は約5.0kmとなっており、施設によりカバー範囲が異なり、比較的人口密度の高い地域はカバー範囲が狭く、人口密度の低い地域はカバー範囲が広がっており、今後、各保育所のカバー範囲は広がっていくことが予想される。



※平成29年5月時点の官民保育所等全通所者4,209名について、車又は徒歩による最短通所距離の平均より算出

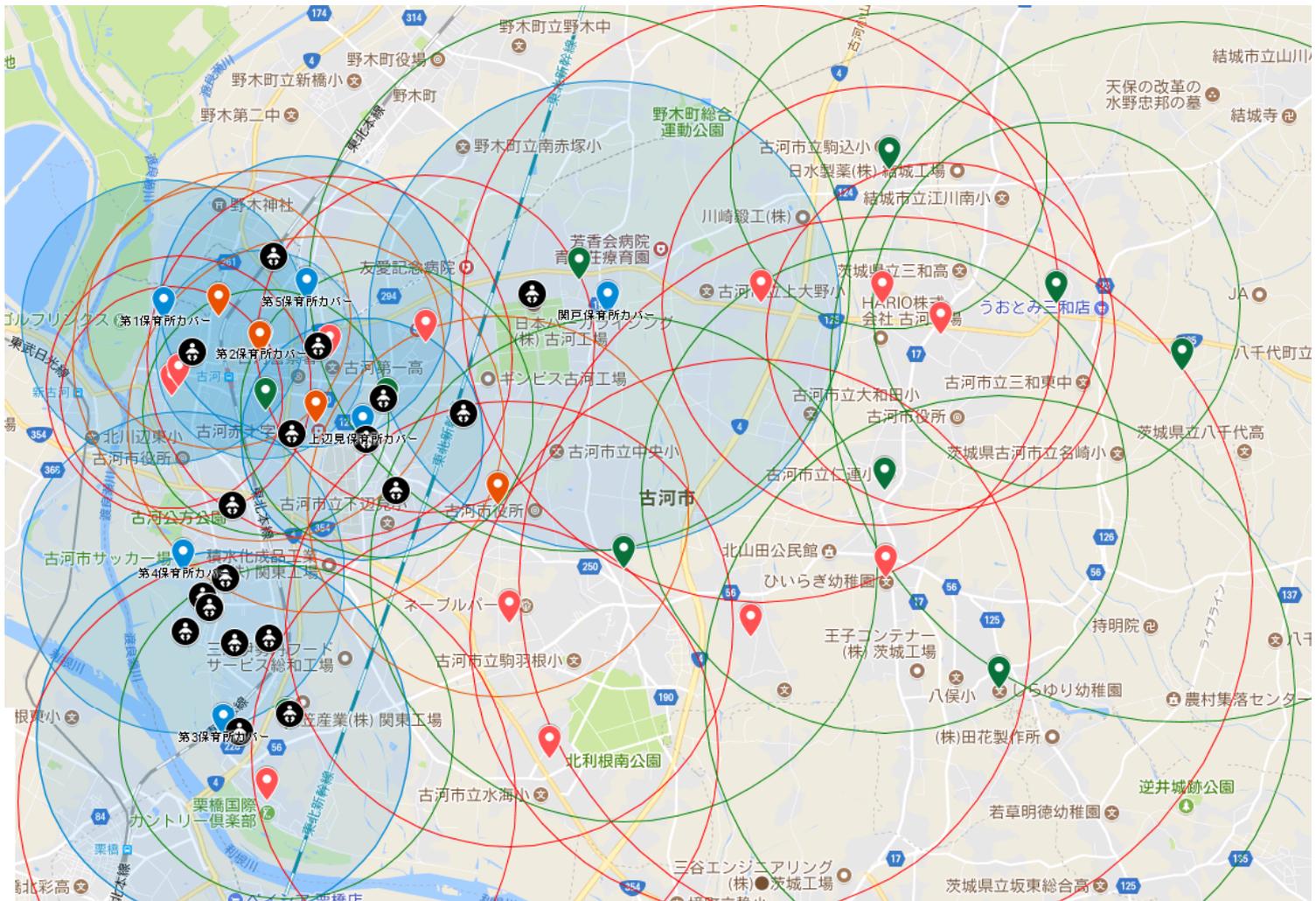
	公立 保育所		民間 保育園		民間 幼保連携型子ども園		民間 小規模保育所
---	-----------	---	-----------	---	-----------------	---	--------------

## 《参考》待機児童の分布

平成 29 年 4 月 1 日時点の待機児童 38 名の分布をみると、下図のとおりとなる。

全体的に市の西側に集中しており、特に上辺見保育所、第 3 保育所、第 4 保育所のカバー範囲において待機児童の分布が多くなっている状況となっている

第 3 保育所及び第 4 保育所のカバー範囲は民間保育所等とのエリア重複が比較的小さいため、引き続き官民連携による量の拡大、維持が必要となる。



※待機児童については、住所をマッピングせず、発生している大字に対し記載している。



## IV. 公立保育所整備運営計画

---

# 1. 基本方針

## 1) 基本的方針

### 官民連携により子が（古河）育つ、持続可能な保育環境を整える

少子化の進展や女性の就業等から保育ニーズを見込み、官民が連携して今後の変化にも対応できる、持続可能な保育環境をと整えるため、公立保育所については「保育の量」と「保育の質」両面における調整機能を高めます。

#### ① 保育所等の適正配置

古河市には現在、公立保育所が 7 施設、民間保育所が 12 施設、民間幼稚園が 5 施設、民間幼稚園型認定こども園が 4 施設、民間幼保連携型認定こども園が 10 施設、民間小規模保育所 4 施設の計 42 施設があります。

公立保育所整備にあたっては、実際の施設寿命とは必ずしも一致はしませんが、耐用年数は最大で 47 年（財務省「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より）ということ踏まえ、今後の将来人口の推計や入所希望率、民間保育所等の立地状況を把握・分析し、民間保育所等の配置のバランスを考慮しながら、適正配置に努めます。

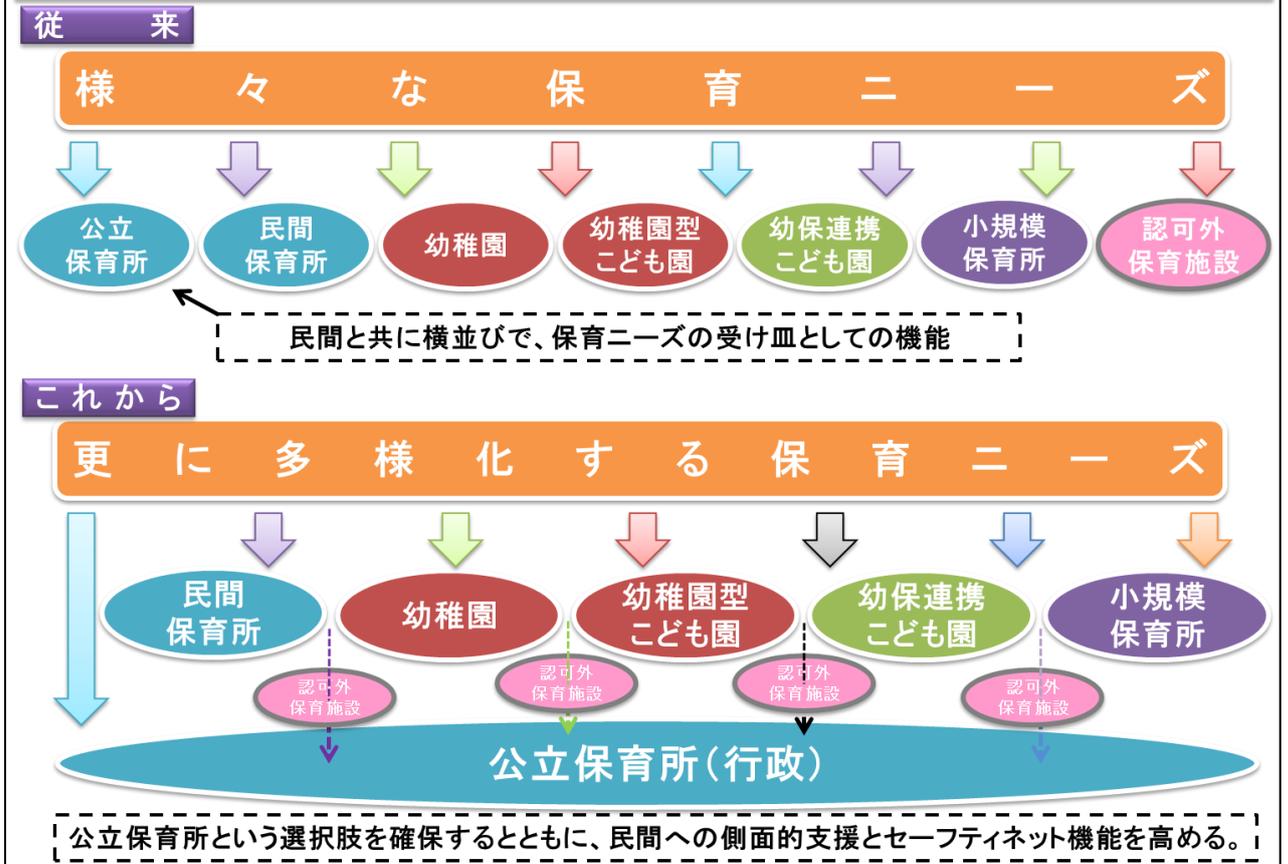
#### ② 公立保育所と民間保育所の役割分担と連携

公立保育所は、人口増加の時代においては、地域に配慮してバランスよく配置してきたことから、地域の子育てを支援する役割を果たしてきました。

これに対し、民間保育所等は、保育ニーズを見込み、各地域に立地し、独自の保育方針や特色のある保育サービスを提供してきました。

保育ニーズの多様化が見込まれる中、官・民が競合することなく、民間でできる部分は民間で行い、行政は民間に対し、調整・側面的支援を行い、官・民がそれぞれの長所を活かし、より質の高い保育サービスの提供ができるように努めます。

## これからの公立保育所の担う役割イメージ

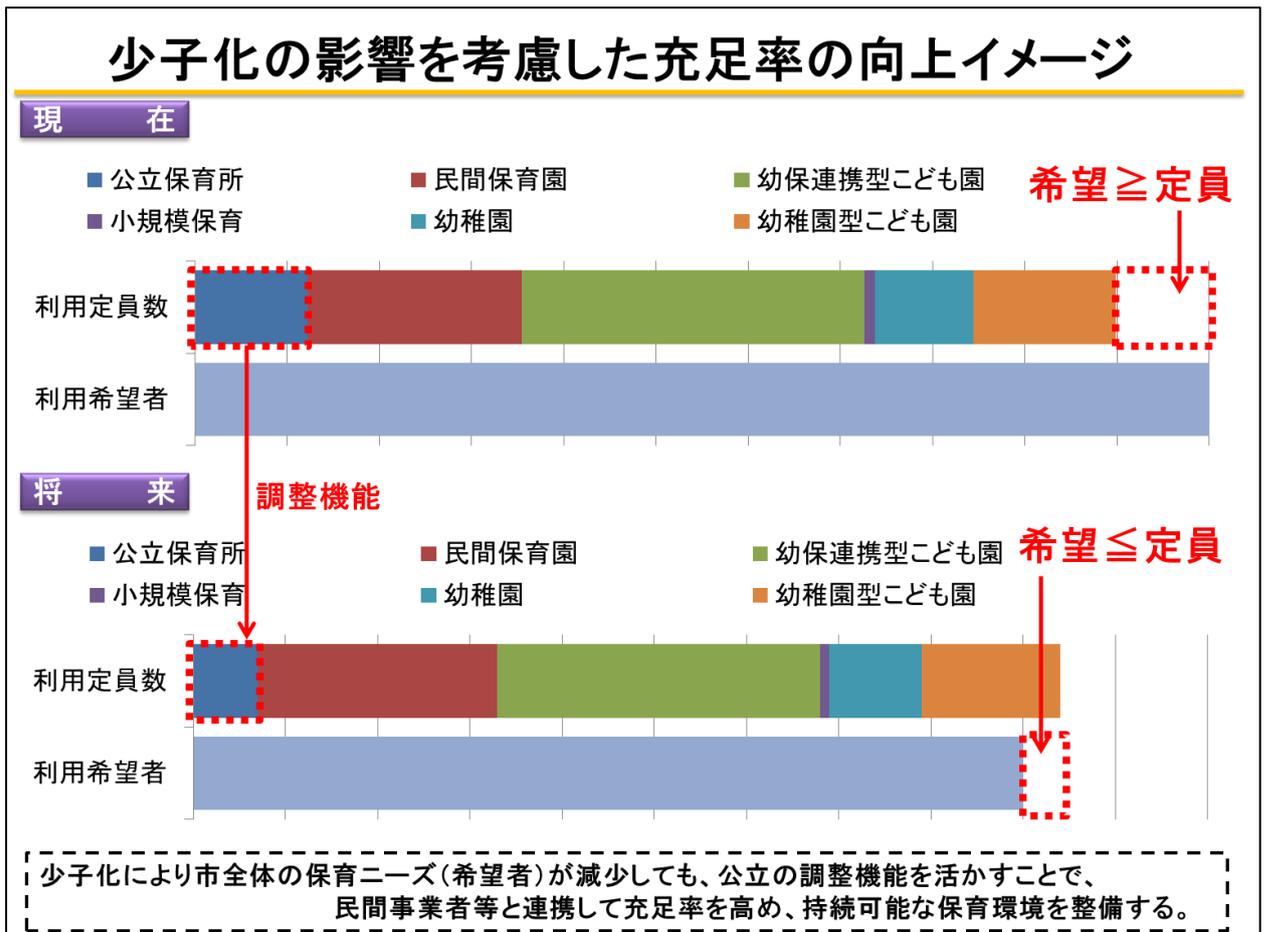


- 従来の公立保育所は様々な種類の民間保育所等と横並びで、様々な保育ニーズの受け皿として機能。
- 更に多様化する保育ニーズや少子化に対応するため、今後については、民間保育所等が定員確保の中心的な役割と位置付け。
- 事業所内保育施設や特定のニーズ等に対応した認可外保育施設については、民間保育所等を選択しない方の選択肢としての機能と位置付け。
- 公立保育所については、計画に基づいた必要数を堅持し、公立保育所という選択肢を残しつつ、行政機関として民間への側面的支援と全体のセーフティネットとしての機能を高める。

また、定員数については、市全体の定員の調整機能を高めるほか、特別な問題を抱える家庭や児童への支援を公立保育所のみ行うのではなく、社会全体で支援できるよう、公立保育所を通じた実態把握に努める。

## 2) 整備に係る事項

長期的な保育ニーズを見込み、単に量の拡大をするのではなく、充足率の向上を行い待機児童の解消を行います。民間保育所等の整備について支援し保育の量の受け皿を確保すると同時に、公立保育所は必要に応じて長寿命化、更新、統合を行い、市全体の「保育の量」の受け皿の調整を行います。



### 優先順位

長寿命化、更新、統合を行うにあたり、基本的方針を踏まえつつ、児童の安全確保や保育ニーズへの対応などの視点から総合的に検討し、緊急性と実現性の高い保育所から取組を進めます。

#### ○ 児童の安全確保

施設に著しい老朽化が見られるなど、災害に関するリスクのある保育所については、児童の安全を確保するため、優先的に対応を進めます。

#### ○ 民間保育施設等を含めた保育ニーズの状況

地域における保育ニーズの増大または減少を把握し、民間保育所等を定員確保の中心となり、良好な保育環境を確保するために、優先的に対応を進めます。

### 3) 運営に係る事項

官・民の役割分担を踏まえて、民間活力の導入を検討しながら、多様化する保育ニーズに対し、市全体で取り組む環境整備を推進します。

将来的に人口に対し、通所・通園している児童の多い3、4、5歳児については、減少が見込まれる一方で、0、1、2歳児については、女性の就業が進むことで、ニーズが拡大することが見込まれます。そのような状況に対応するため、既存の利用定員の見直しや幼稚園の2歳児等の受入促進等を「子育て安心プラン」に基づき推進します。

また、質の高い保育を行うため、公立保育所については国の保育所勤務職員配置基準による運営だけでなく、手厚い市独自の基準を設置し、施設長、主任、正職員保育士、非常勤等保育士の配置の明確化を図る他、官民保育所等への指導監査や保育士確保支援を行い、安定して質の高い保育環境が提供できるよう努めます。

## 公立保育所職員の配置による質の向上イメージ

**従 来**

非常勤等      正職員保育士

主任      施設長

**国の配置基準**

保育士の配置基準を各クラス毎に記載

正職員保育士と非常勤等で国の基準を満たしているものの、クラス担任を持つ非常勤等も発生。

**これから**

主任      施設長

**市の配置基準**

国基準よりも手厚い保育士の配置基準を各クラス毎に記載  
施設長・主任の配置を明確化  
正職配置基準

正職員保育士が公立保育所運営の中心となり、非常勤等は運営をサポートする職員とする。  
市公立保育所職員配置基準では、施設長及び主任の配置も明確化する。

## 2. 公共施設等総合管理計画 個別計画

---

### 1) 計画的な施設配置

今後の公立保育所については、定期的な点検、診断を行った結果に基づき、長寿命化対策を行うとともに、更新や集約化（縮小等）を行い、将来的な保育ニーズを見込んで適正配置を進めます。

また、集約化（縮小等）することにより減少する定員数については、民間保育所等の整備や拡充を促すことにより、必要とする定員数が確保できるよう、公立保育所と民間保育所等が協働して地域全体で子育てが行えるよう努めます。

### 2) 公立保育所の集約化

公立保育所の多くが老朽化しており、全てを更新することは困難となっています。老朽化した公立の保育所は、今後の保育ニーズを考慮し集約化（縮小等）を図ります。

なお、統合については、保護者等への説明会を実施し、保護者の不安解消に努めるとともに、施設減少に伴う財源の使途については、保育士の確保支援などの新たな保育施策等への活用を検討します。

### 3) 民間活力の導入

公立保育所は、国の三位一体の改革により運営費と施設整備費が一般財源化されるなど、公立保育所を取り巻く環境は大きく変化をし、全国の自治体において公立保育所のあり方が見直されています。また、民間保育所等は、国、県、市からの補助金等を活用し、保護者等からのニーズに即応した多様な事業を展開しています。

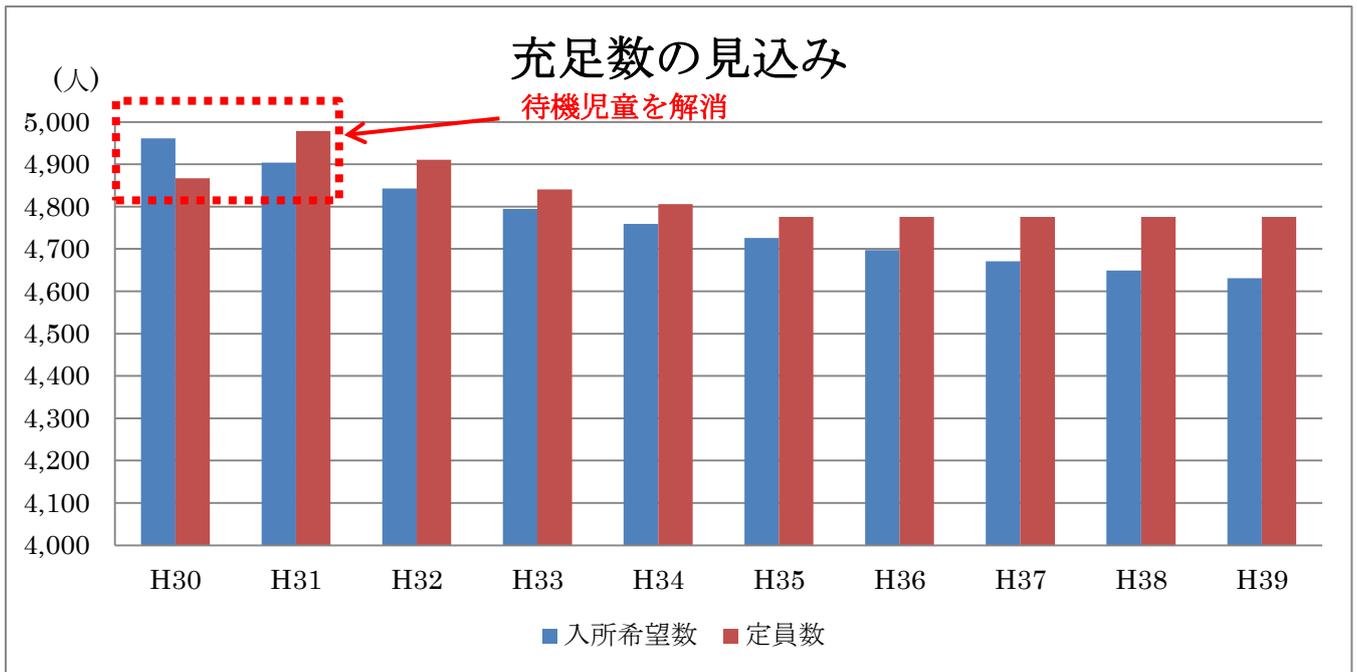
今後、さらに官民連携で保育環境やサービスの充実、市全体として効果的・効率的な保育所運営を行うためには、民間活力の導入が必要不可欠なものとなっています。

経済情勢や国の保育施策を見据えるとともに、民間保育所等の動向を把握しながら、民間活力の導入について検討を進めます。

公共施設等総合管理計画 個別計画（公立保育所）

施設名	利用 定員数	整備方針	目標期間	備考
公立保育所 合計	580	規模の見直しも含め計画末期に 410 人を見込む		
第一保育所	60	統合	H31～H32	民間、上辺見保育所でカバー
第二保育所	70	一時拡大	H30、H31	近隣民間施設現定員の受け入れを行う他、長寿命化を推進し、耐用年数 60 年以上を目指す
第三保育所	100	長寿命化	—	長寿命化を推進し、耐用年数 60 年以上を目指す
第四保育所	90	長寿命化	—	長寿命化を推進し、耐用年数 60 年以上を目指す
第五保育所	70	統合	H32～H33	上辺見保育所、民間でカバー
上辺見保育所	120	拡大	H31	長寿命化を推進し、耐用年数 60 年以上を目指す。(120⇒180 人拡大後)
関戸保育所	70	統合	H33～H34	民間、上辺見保育所でカバー
既存民間保育所等合計	4,200	既存施設拡充等により計画末期に 4,262 人を見込む		
保育所 計	1,047			
幼保連携型 認定こども園 計	1,823			
幼稚園 計	630			
幼稚園型 認定こども園 計	700			
新規開所見込み 合計	—	計画末期までに現時点で 104 名分を見込む		
古河市 合計	4,780	計画末期には合計で 4,776 人を見込む		

※長寿命化を図る、第二保育所、第三保育所については、平成 35 年以降に定員数の縮小を見込む。



(人 %)

年 度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
希望見込	4,961	4,904	4,843	4,795	4,759	4,726	4,697	4,671	4,649	4,631
定員数	4,867	4,979	4,911	4,841	4,806	4,776	4,776	4,776	4,776	4,776
差 引	94	▲ 75	▲ 68	▲ 46	▲ 47	▲ 50	▲ 79	▲ 105	▲ 127	▲ 145
充足率	98.1	101.5	101.4	101.0	101.0	101.1	101.7	102.2	102.7	103.1

民間保育施設や公立保育所の拡充等を段階的に行い、遅くとも平成 31 年度には入所希望数に対し定員数が上回り、待機児童の解消を行います。

併せて、減少の見込まれる入所希望数に対し過剰な定員数とならないよう、市全体の充足率を公立保育所の集約化により調整を行いながら、市全体の受け皿を確保します。

本計画末期には、公立保育所の定員数は 580 人から 410 人に縮小（170 人減）する一方で、民間保育施設等により 4,366 人の定員数を確保（166 人増）することで、市全体の定員数の確保を行います。

平成 31 年度を目標に市全体の定員数を官民が一体となって拡大し、その後は民間保育施設等の立地動向を見ながら、公立保育所を段階的に集約化することで、持続可能な保育環境を整備します。

《参考》長寿命化等を図る理由

古河第二保育所	
理由	<p>第二保育所については、昭和 58 年に建築され 34 年が経過し、修繕も増加してきており修繕が必要な施設である。また、カバー範囲をみると近隣の民間保育園等との範囲の重複も多い状況であるが、その範囲は比較的狭く近隣からの登所が多く人口密度の高いエリアに立地している。</p> <p>集約化を予定する公立保育所との重複もあることから、本施設は長寿命化を図り、複合施設と一体的な整備を検討していく。</p>

古河第三保育所	
理由	<p>第三保育所については、平成 13 年に建築され比較的新しい施設である。また、カバー範囲をみると近隣の民間保育園等との範囲の重複は少なく、待機児童の発生状況も踏まえると、本施設を維持していく必要がある。</p> <p>今後の民間保育施設等の立地状況をみながら、長寿命化を図る。</p>

古河第四保育所	
理由	<p>第四保育所については、平成 25 年に建築され最も新しい施設である。また、カバー範囲をみると近隣の民間保育園等との範囲の重複は少なく、待機児童の発生状況も踏まえると、本施設を維持していく必要がある。</p> <p>今後の民間保育施設等の立地状況をみながら、長寿命化を図る。</p>

上辺見保育所	
理由	<p>現在の上辺見保育所については、昭和 48 年に建築され 44 年が経過しており、平成 31 年 4 月開所に向け日赤病院跡地に移転整備する予定である。</p> <p>整備後は、定員規模を 120 から 180 名に拡大し子育て拠点となる。</p>

《参考》集約化（統廃合）の理由

古河第一保育所	
理 由	<p>第一保育所については、昭和 52 年に建築され 40 年が経過しており、老朽化が懸念されている施設である。</p> <p>また、カバー範囲をみると近隣の民間保育園等との範囲の重複も多い状況となっている。さらに、近隣において更なる民間保育所の整備も予定されていることから、平成 31 年から複数年掛けてソフトランディングし民間保育所等や上辺見保育所でのカバーを進める。</p>

古河第五保育所	
理 由	<p>第五保育所については、昭和 43 年に建築され 49 年が経過しており、老朽化が懸念されている施設である。</p> <p>また、カバー範囲をみると近隣の民間保育園等との範囲の重複も多く、新たに整備する上辺見保育所とも重複が予想される。については新上辺見保育所が開所する平成 32 年から複数年掛けてソフトランディングし新上辺見保育所や民間保育所等でのカバーを進める。</p>

関戸保育所	
理 由	<p>関戸保育所については、昭和 49 年に建築され 43 年が経過しており、老朽化が懸念されている施設である。</p> <p>また、カバー範囲をみると近隣の民間保育園等と重複している他、特に市東側に立地する保育園等との重複が著しくなっている。については、平成 33 年から複数年掛けてソフトランディングし新上辺見保育所や民間保育所等でのカバーを進める。</p>

### 3. 公立保育所勤務保育士配置計画

#### 1) より手厚い公立保育所勤務保育士配置基準の設定

保育の質の向上に向け、市独自の公立保育所勤務保育士配置基準を設定することで、最も基本的な配置基準を明確化するとともに、1歳児については0歳児との成長の差が少ない乳幼児もいることから、国よりも手厚い配置を行い、保護者が安心して預けられる環境づくりを公立保育所が率先して行うよう努めます。

古河市公立保育所勤務保育士配置基準 抜粋

配置基準		国基準	市基準
施設長			各1人
主任			各1人
保育士	0歳児	3:1	3:1
	1歳児	6:1	5:1
	2歳児	6:1	6:1
	3歳児	20:1	20:1
	4歳児	30:1	30:1
	5歳児	30:1	30:1

※クラス担任は正職員で最低1名配置するとともに定員に対する端数分は非常勤等での対応とする。  
 ※要支援児の対応分等については非常勤等で別に加配する。なお、詳細は別に定める。

#### 2) 計画的な保育士配置の適正化

公立保育所の正規保育士職員と非常勤保育士等の配置については、施設の拡大、集約化と併せて、別に定める公立保育所勤務保育士配置基準に基づき適正化を進めます。

非常勤保育士等の多い運営手法から、正規保育士職員を中心とした運営手法へと本計画期間において変更し、非常勤保育士等と連携をしながら、長期的な運営が図れるよう計画的に採用を進めます。

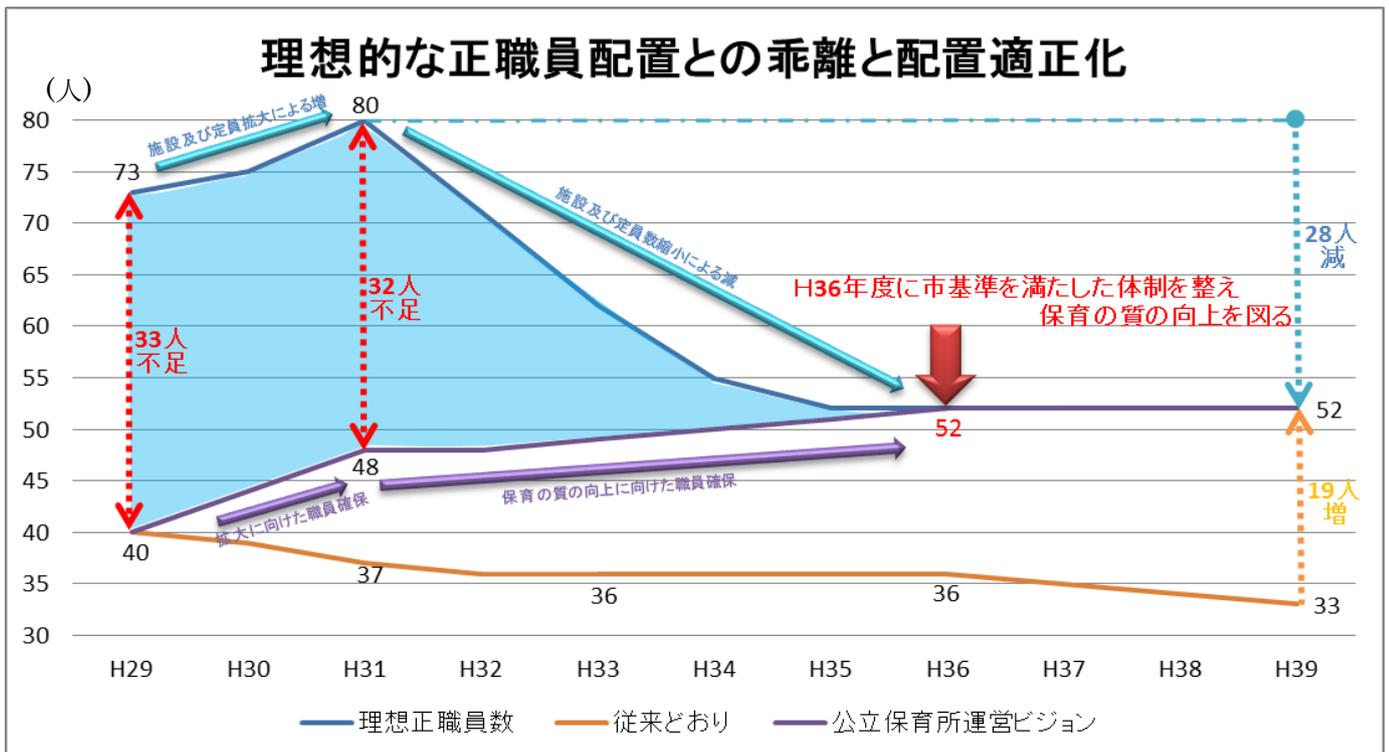
## 公立保育所職員適正化 計画

現行の計画では、正職員保育士を採用する予定は無かったため、このまま採用をしないで運営をしていくと、正職員保育士は退職等により今後 10 年間で 33 名となり、非常勤保育士等の比率がさらに多くなってしまいます。また、平均年齢は 53.7 歳となり、約 85%が 50 代となってしまうことが見込まれます。

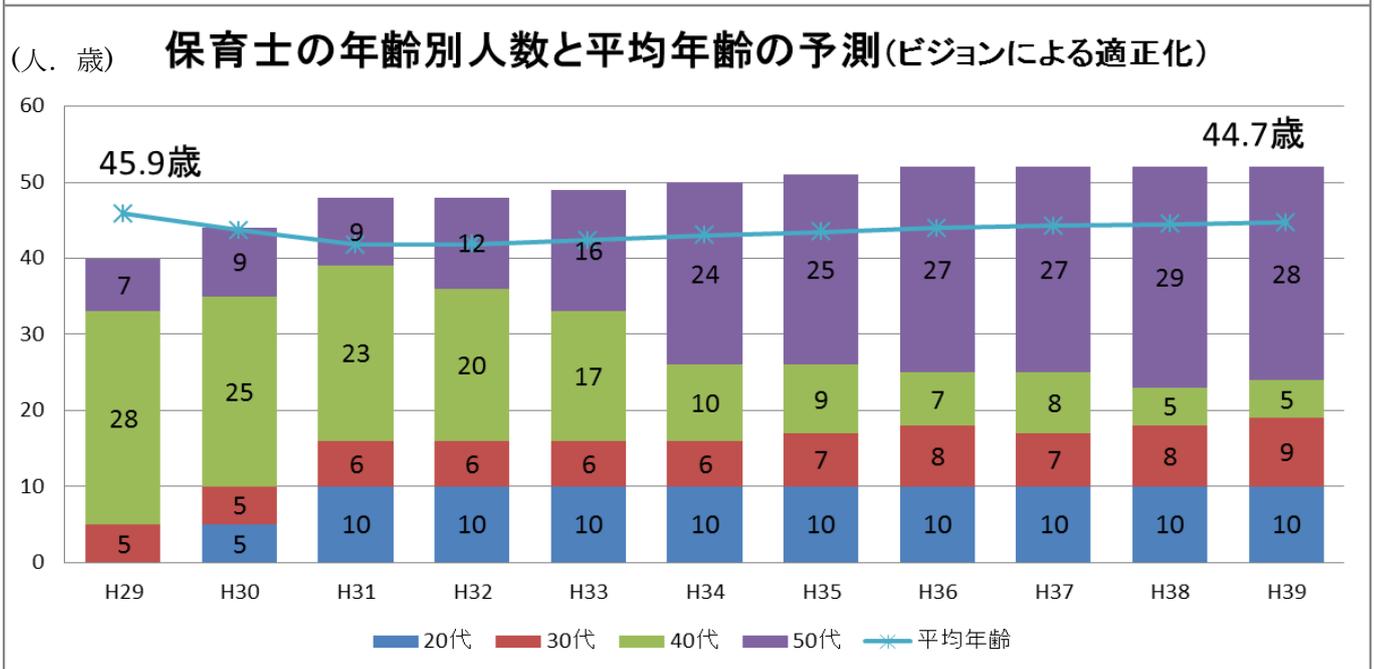
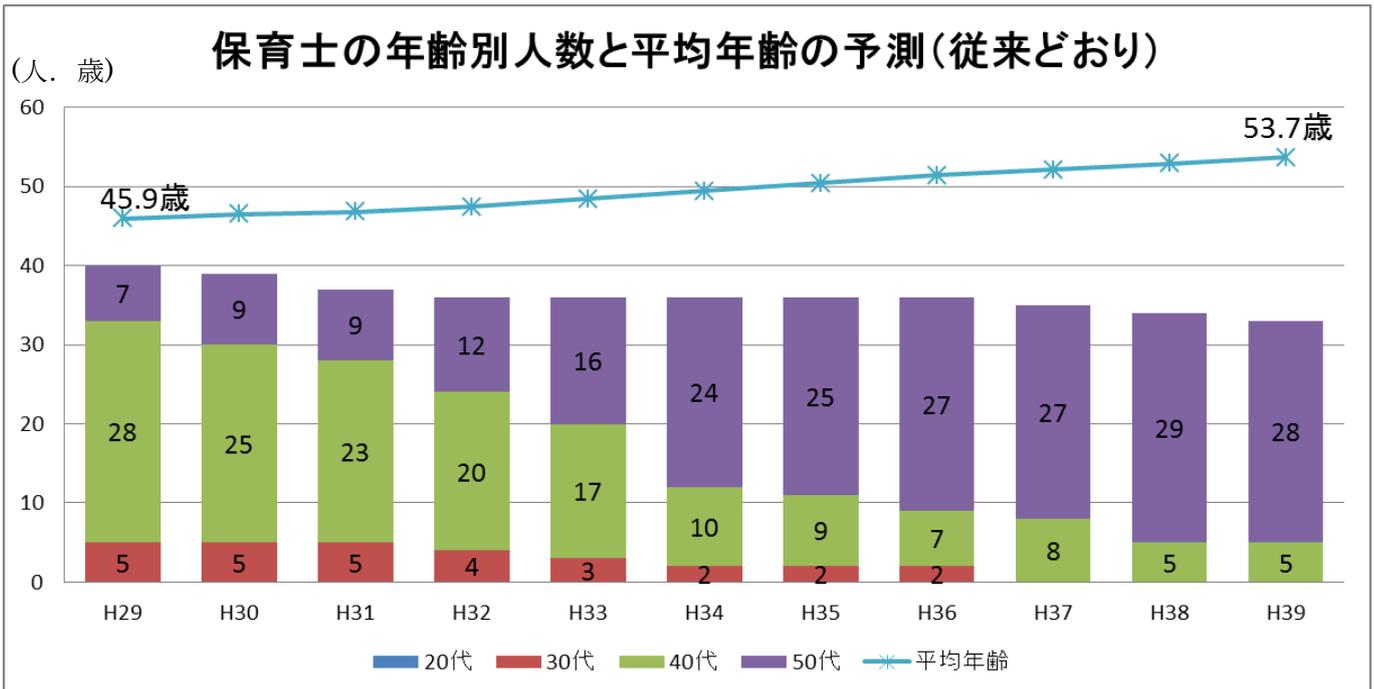
そこで、施設の集約化等と公立保育所勤務保育士配置基準への適応を合わせて推進し、年齢の平準化を図り、長期的な現場での人材育成を進めることにより、保育士の質の向上に努めます。

採用案については下記のとおりで、公立保育所勤務保育士配置基準により算出した理想的な配置状況との乖離は、現時点で 33 名と大きくなっていますが、平成 31 年度の上辺見保育所の拡大までに、2カ年で 11 名程度の採用（うち 3 名退職者分）を行い。その後、継続して若干名（退職者を含む）を毎年継続して採用することで、平成 36 年に 52 名の正職員保育士を確保します。

これにより、平均年齢は 44.7 歳となり、市一般行政職員の平均年齢 42.6 歳（平成 28 年 4 月 1 日時点）に近づけ、安心、安全な保育環境の充実を図ります。



※平成 29 年度策定予定の古河市定員適正化計画の内数となる予定で調整中



従来どおり、正職保育士を採用しなかった場合、平成 39 年度には 33 名のうち 28 名が 50 代で平均年齢が 53.7 歳という非現実的な状態となってしまいます。

本計画の推進により適正化を図ることで、平成 39 年度に 52 名を確保し、年齢構成の平準化を図ります。なお、実際の採用と年齢構成は異なりますが、下段グラフでは、平成 30・31 年度で、これまで採用していなかった 20 代を各年齢均等に 11 名確保、その後、毎年 20 歳を 1 名確保としています。

# 【総括】公立保育所運営ビジョンの示す方向性

古河市 公立保育所 運営ビジョン		主な内部要因	
		強み(S)	弱み(W)
		多様な民間保育施設等の立地 全国より高い女性の労働力	公立保育所の老朽化 更新経費と財源の乖離 公立正規保育士の不足
主な外部要因	機会(O) ニーズの増加役割拡大	機会を活かす取組	機会を逃さない取組
	女性の就業・共働き世帯の増加 保育ニーズの多様化 保育士不足 待機児童の発生 子育て施策への関心の増	<ul style="list-style-type: none"> <li>●官民全体で保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を図る。</li> <li>●民間保育施設等で定員確保の中心を担うようにする。</li> <li>●官民全体の保育士不足への対応を図る。</li> <li>●官民が役割分担をしながら、多様な保育ニーズに対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公立保育所を選択肢として残すため、一部長寿命化を図る。</li> <li>●公立正規保育士を計画的に採用し、保育の質の向上を図る。</li> <li>●行政はハードによる保育だけでなく、保育環境を支えるソフトの充実を図る。</li> </ul>
	脅威(T) ニーズの減少役割縮小	脅威を克服するための取組	最悪の事態を招かない取組
	人口減少 少子化 入所希望数は減少傾向と予測 公立施設減少の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過剰な民間同士の競争を抑制する。</li> <li>●子どもを産み育てやすい環境を整備し、社会減と自然減を抑制する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老朽化した公立保育所の一部集約化を図り、定員の調整を行う。</li> <li>●過剰な正規保育士の確保は行わず、将来施設数を踏まえ確保する。</li> </ul>

「第2次古河市総合計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等を推進

保育の量の拡大と質の改善

効果的・効率的な公共施設等の総合管理

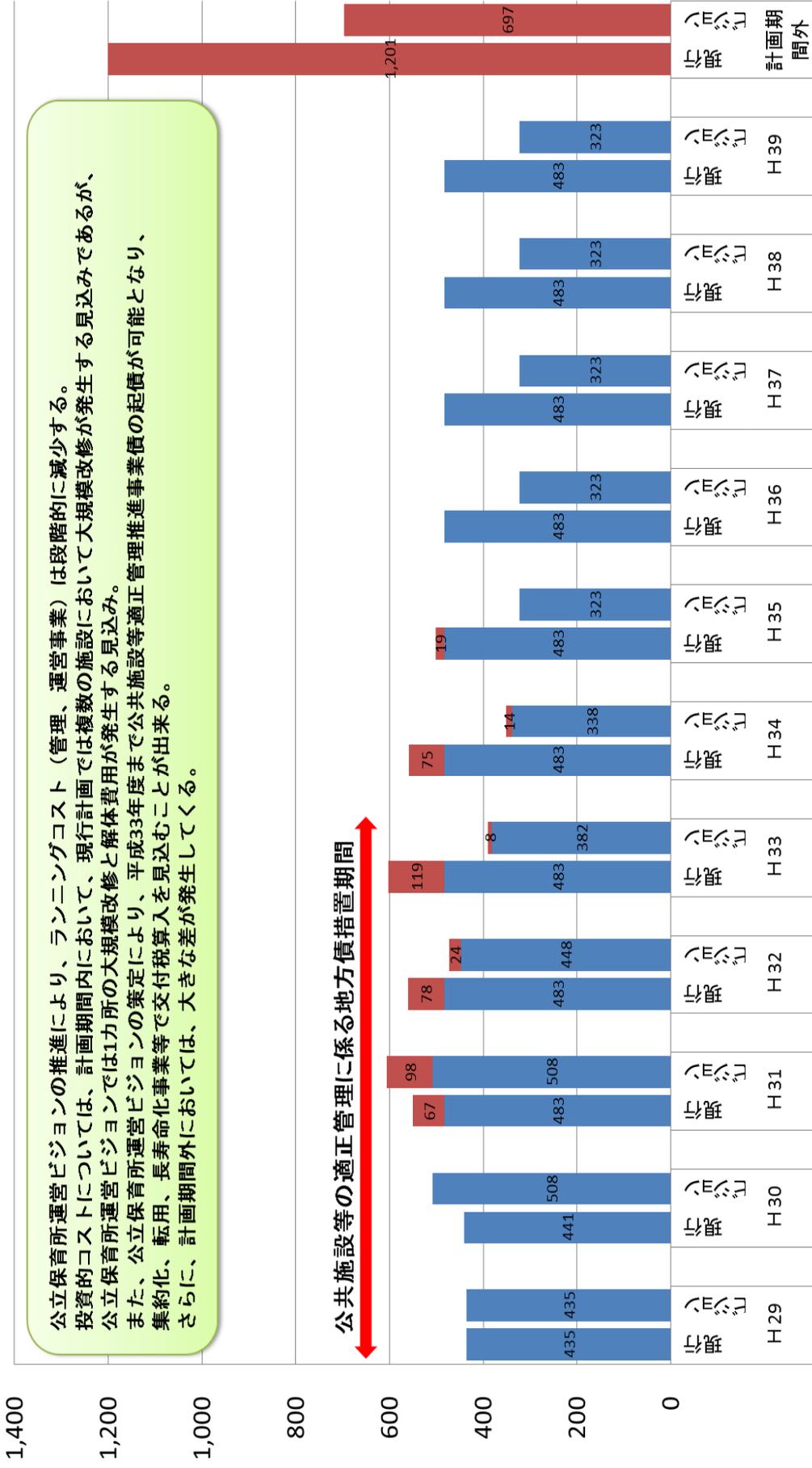
安心・充実して働ける環境づくり

持続可能で透明性の高い行政経営基盤の確立

# 【参考】現行計画と公立保育所運営ビジョンの財政見込みを比較した試算資料

■ ランニングコスト ■ 投資的コスト

(百万円)



公立保育所運営ビジョンの推進により、ランニングコスト（管理、運営事業）は段階的に減少する。投資的コストについては、計画期間内において、現行計画では複数の施設において大規模改修が発生する見込みであるが、公立保育所運営ビジョンでは1カ所の大規模改修と解体費用が発生する見込み。また、公立保育所運営ビジョンの策定により、平成33年度まで公共施設等適正管理推進事業債の起債が可能となり、集約化、転用、長寿命化事業等で交付税算入を見込むことが出来る。さらに、計画期間外においては、大きな差が発生して行く。

公共施設等の適正管理に係る地方債措置期間

※ランニングコストには施設管理・運営事業、正職員の増加分を合算し算出している。  
 ※投資的コストは、大規模改修費用（30年経過後）、更新費用（60年経過後）、解体費用となっている。  
 なお、各費用は単年度に集中しないよう、建築年度の古い施設等から順に実施年度を分け見込んでいます。

## 4. 計画推進と更なる検討について

---

本ビジョンで示した計画の推進にあたっては、保護者への十分な説明と民間保育所等の経営者との役割分担についての更なる検討が必要です。

特に、現在通っている公立保育所を卒業せずに転所することは、保護者だけでなく、児童への環境変化への負担も十分に踏まえなければなりません。

よって、統合を行う場合は、周知期間を設け、単年度で行うのではなく複数年度で段階的に実施することとします。

また、今後の公立保育所の運営については、本計画に基づき進めていくとともに、施設を集約化したことにより発生する財源を保育士の人件費に充てるだけでなく、市全体の保育環境の充実に資する事業や民間保育所等を支援する事業を立案し、事業展開を推進していきます。

最後に、本ビジョンを策定して終わりにするのではなく、平成 29 年度 6 月に政府が策定した「子育て安心プラン」の動向を注視し、適宜、人口推計や保育ニーズの再算定を行い、計画の適宜見直しを行うものとします。

さらに、本計画期間後から 6 年程度で正規職員保育士においては 60 歳を迎える職員が 21 人となる状況です。そのような状況を踏まえ、第 2 期の公立保育所運営ビジョンの策定も視野にいれ、本計画を推進し、充足率の向上による「量の拡大」と職員配置による「質の向上」に加え、財源の活用による時代ニーズにあった事業展開を進めます。

